

令和七年 二月 青森県議会第百二十一回定例会会議録 第五号

令和七年三月六日(木) 議事日程 第五日

午前十時三十分開議

第一、議案第六十四号から議案第八十一号までについての知事提案

理由説明

第二、一般質問

本日の会議に付した事件

第一、議案第六十四号から議案第八十一号までについての知事提案

理由説明

第二、一般質問(大澤敏彦、後藤清安、鹿内 博、高橋修一各議員)

午前十時三十分開議

出席議員 四十八名

議長 長丸井 裕

副議長 寺田達也

一番 丸井 裕

三番 井本 貴之

五番 小笠原 大佑

七番 大澤 祥宏

九番 大平 陽子

十一番 夏坂 修

十三番 吉田 ゆかり

十五番 成田 陽光

十七番 大崎 光明

二番 工藤 貴弘

四番 工藤 悠平

六番 夏堀 嘉一郎

八番 北向 由樹

十番 斉藤 孝昭

十二番 後藤 清安

十四番 大澤 敏彦

十六番 福士 直治

十八番 木明 和人

十九番 和田 寛司

二十一番 菊池 勲

二十三番 鶴賀谷 貴

二十五番 吉俣 洋

二十七番 花田 栄介

二十九番 寺田 達也

三十一番 高橋 修一

三十三番 夏堀 浩一

三十五番 今 博

三十七番 安藤 晴美

三十九番 山田 知

四十一番 工藤 兼光

四十三番 清水 悦郎

四十五番 田中 順造

四十七番 伊吹 信一

二十番 小比類 巻正規

二十二番 高畑 紀子

二十四番 田端 深雪

二十六番 谷川 政人

二十八番 齊藤 爾

三十番 蛭沢 正勝

三十二番 工藤 慎康

三十四番 櫛引 ユキ子

三十六番 川村 悟

三十八番 山谷 清文

四十番 三橋 一三

四十二番 森内 之保留

四十四番 阿部 広悦

四十六番 田名部 定男

四十八番 鹿内 博

出席事務局職員

局長 田中道郎

議事課長 角田正人

総括主幹 長尾美貴子

主幹 荒井 千万人

主査 渡邊 愛実子

次長 石岡 勇一

副参事 鳴海 康

総括主幹専門員 中野 弥寿喜

主査 三浦 絢子

主査 中畑 祥将

地方自治法第百二十一条による出席者

知事	宮下宗一郎
副知事	小谷知也
副知事	奥田忠雄
総務部長	澤純市
財務部長	千葉雄文
総合政策部長	奈良浩明
子ども家庭部長	若松伸一
交通・地域社会部長	舩木久義
環境エネルギー部長	坂本敏昭
健康医療福祉部長	守川義信
経済産業部長	三浦雅彦
観光交流推進部長	齋藤直樹
農林水産部長	成田澄人
県土整備部長	古市秀徳
危機管理局長	豊島信幸
国スポ・障スポ局長	出崎和夫
会計管理者	美濃谷邦康
病院事業管理者	大山力
教育長	風張知子
警察本部長	小野寺健一
監査委員	竹内均
	病院長 荒関浩巳
	教育次長 早野英明
	警務部長 中村誠
	監査委員事務局長 松田大

○議長（丸井 裕） おはようございます。ただいまより会議を開きます。

◎ 追加議案上程及び提案理由説明

○議長（丸井 裕） 知事より、お手元に配付のとおり議案等が送付さ

れましたので、報告いたします。《登載省略》
議案第六十四号から議案第八十一号までを一括議題とし、知事の説明を求めます。——知事。

○知事（宮下宗一郎） おはようございます。ただいま上程されました追加提出議案の主なるものについて、その概要を御説明申し上げ、御審議の参考に供したいと思えます。

まず、議案第六十四号「令和六年度青森県一般会計補正予算案」について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、医師偏在の是正及び地域医療提供体制の確保に向けた診療所の承継、開業に対する支援に要する経費、道路、河川、港湾などの社会基盤や学校施設等の安全確保・老朽化対策に要する経費等について、それぞれ所要の予算措置を講ずることとしたほか、青森県特別保証融資制度貸付金、県税市町村交付金、現年発生災害復旧費等について、増減額の調整を行うことといたしました。

また、県有施設の整備及び老朽化対策に係る後年度負担の軽減を図るため、公共施設等整備基金に積立てを行うとともに、青森県基本計画「青森新時代」への架け橋に基づく諸施策の着実な推進等を図るため、地域振興基金に積立てを行うのに要する経費について、それぞれ所要の予算措置を講ずることといたしました。

その結果、今回の補正予算額は、歳入歳出とも二百六十五億三千九十万円余の減額となり、これと既決予算額及び今定例会に既に提出しております補正予算額とを合計いたしますと、令和六年度青森県一般会計の予算規模は、七千二百四十九億五千三十万余となります。

歳入については、歳出との関連等において、国庫支出金、繰入金、諸収入、県債等について、それぞれ増減額を調整の上計上したほか、地方消費税清算金十四億九千四百四十万円余を減額計上するとともに、地方譲与税三十九億千七百五十万円余及び普通交付税四十七億八千四百三十万円余を計上いたしました。

以上が、令和六年度青森県一般会計補正予算案の概要であります。

このほか、上程されました議案についてであります。議案第六十五号から議案第七十八号までは、特別会計及び企業会計の予算補正に係るものであります。

その他の議案については、各議案の末尾に記載されている提案理由のとおりであります。

以上、提出議案の概要について御説明申し上げましたが、議事の進行に伴い、御質問に応じ、本職をはじめ関係者から詳細に御説明申し上げたいと思います。

何とぞ、慎重御審議の上、原案どおり御議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎ 一般質問 継続

○議長（丸井 裕） 一般質問を継続いたします。

十四番大澤敏彦議員の登壇を許可いたします。——大澤議員。

○十四番（大澤敏彦） おはようございます。自由民主党の大澤敏彦でございます。議長より発言のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、所感を交えながら、順次質問させていただきます。

質問に先立ちまして、今冬の豪雪によりお亡くなりになられました方々に心からお悔やみを申し上げますとともに、被災されました皆様にお見舞いを申し上げます。

それでは、質問に入りたいと思いますが、何点か重複するところがあると思いますが、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、昨今、円安基調の定着によると思われるガソリン、灯油、電気など、エネルギー価格の高騰をはじめとして、国際的な競争を皮切りとした原材料の高騰、人材不足による人件費の高騰、輸送費の上昇などにより、食品や日用品を含む生活に密着するあらゆるものの価格高騰が各

メディアにおいて日常的に取り上げられているのは御承知のとおりでございます。世界的なインフレも我が国以上に進行しているようであり、大変憂慮しているところでございます。

このような中であっても、我々県民の生活はもとより、本県産業の経済活動は続いているのであります。本県の基幹産業である農業、とりわけリンゴについては、今年で植栽百五十周年を迎えます。一月には県観光物産館アスパムにおいてキックオフイベントが開催され、宮下知事をはじめ、アンバサダーの王林さんなども参加し、県民の方々が青森リンゴの魅力を楽しまれていた様子をニュースで拝見いたしました。本県のリンゴ産業が次の五十年を積み重ね、二百周年に向けて持続的に発展させていくことが今の時代を生きる我々の責務ではないかと考えております。

そこで、最初に、リンゴ産業の持続的発展について何点か質問したいと思います。

令和六年産リンゴの生産においては、今年の冬と違って雪が少なく、消雪日も早く、生育期間中の気温にも全般的に恵まれたことから開花日も平年に比べて早く、果実の肥大も順調に進んでおりました。しかしながら、令和五年の高温や春先の天候の影響から、着果量の減少により、収量の上がらない園地もあつたようであります。

一方、競合する他県産リンゴをはじめ、ミカンや柿などが猛暑の影響で全体量が少なかったことから、昨年八月から今年一月までの累計の産地価格は平年比一四〇％と大幅な高値となっております。産地価格が高値で推移することは生産者にとっては喜ばしいことですが、一方で、消費者離れが懸念される側面も持っており、このあたりのバランスが非常に難しいところであります。

とりわけ輸出にあつては、輸出に係る輸送費や関税などの経費が上昇せされるため、海外での販売価格は国内価格よりも当然高くなつてしまっていますが、人口減少の進む中、海外での需要を獲得する輸出促進の取組

は、その重要性を増しております。リンゴの輸出に関して、台湾をはじめ、香港や東南アジアなど、輸出が可能な国への継続したアプローチ、マーケティングは不可欠であると考えております。

そこでまず、リンゴの輸出促進について二点お伺いいたします。一点目として、令和六年産リンゴの輸出状況についてお伺いいたします。

二点目として、令和六年産リンゴの輸出促進に向けた県の取組についてお伺いいたします。

続いて、令和七年産以降のリンゴを安定的に生産するために、まずは今年の大雪による雪害対策が非常に重要になるのではと思っております。

そこで、今冬におけるリンゴの雪害についてお伺いいたします。近年の高齢化や労働力不足に加えて、気候の変動が激しく、それに伴った栽培技術や品種の更新など、農業全般に見直しが必要なのではと考えさせられるこの頃であります。

昨年十二月下旬からの豪雪によるリンゴなどの被害ですが、気候変動による海水温の上昇が大きな原因ではと報道されております。宮下知事は、早急にリンゴ園などの現地調査を実施され、我々も地元の調査に行かせていただきました。地域によって違いはあるかと思いますが、現場を目の当たりにして、平成二十四年、平成二十五年に発生した雪害より、さらに深刻な被害状況ではないだろうかと感じました。

そこで、一点目として、実際のところはまだまだ今後の調査にもよると思いますが、現時点での被害状況についてお伺いいたします。

今回の豪雪では、一気に降り積もった雪のため、ぬかるんで現場までたどり着くのがなかなか容易でなく、行けたとしても、雪下ろしや融雪剤の散布などの作業ができるような状態ではなかったことから、被害は既に報道されている以上に大きいのではと感じております。

そのような現場調査の中で、過去にも実施した経緯があることから、

融雪剤の空中散布の話題になりました。知事は、この散布への助成を専決され、直ちに公表いたしました。これによって少しでも早く消雪することは、枝折れなどの二次被害や春作業の遅れを防ぐことにつながります。

先ほど申し上げました平成二十四年、平成二十五年の豪雪のときには、私も一・二ヘクタールの園地で半分以上の被害を受け、その全園地を伐採した経験がございます。今後の被害状況にもよりますが、農家の生産意欲の減退を防ぐためにも、さらなる対応が必要と考えているところであります。

そこで、二点目として、県の取組と今後の対応についてお伺いいたします。

次に、リンゴ農家の労働力不足の中で求められる新しい技術として、高密度栽培に対する生産者の期待は大きいものと感じております。

そこで、リンゴの生産振興についてお伺いいたします。第三百十四回定例会でも高密度栽培についてお伺いいたしました。今年度のリンゴの改植事業については、平川市地区では、昨年と同様、最も多い申込みがあったと聞いております。その中でも高密度栽培の割合が年々増加傾向にあるようでございます。これは、若い担い手グループが積極的に取り組んでいるということ、とても喜ばしいことと思っております。

しかし、前回申し上げたように、苗木の供給がまだまだ追いついていないのが現状であります。先ほど申し上げました雪害の影響によって、また改植が必要となると、さらに苗木不足が問題になってくるのではないのでしょうか。

そこで、高密度栽培の専用苗木の増産に向けた県の取組についてお伺いいたします。

次に、令和七年度青森県一般会計予算案に計上されました学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金についてお伺いいたします。

本県では、昨年十月一日より、全県レベルでは全国初となる全ての小・中学校で給食費無償化のための事業が施行されました。こうした無償化がどんどん進展していくことが子供を授かりたいと思う若い人たちを増やす結果につながってほしいとの知事の思いが地方紙に掲載されておりました。

一方で、既に独自で給食費の無償化を実施している自治体が十七あり、交付金の制度に対して不公平感、先行きに対しての懸念など、様々な議論がなされてきたことも伺っております。既に無償化が実施されていた自治体は、私の地元の平川市もそうでありますが、昨今の急速な人口減少や、それに伴う少子化対策として、給食費無償化のほか、子育て世帯への支援事業を優先的に実施しており、この交付金制度を最大限に有効に活用できないというもどかしさや、制度に沿った新規事業を開始することに疑問を持つ自治体も幾つかあったと聞いております。

そこで、二点について伺いいたします。

一点目として、学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金の制度に対する市町村の意見について伺いいたします。

二点目として、令和七年度の制度の見直しの概要と見直しに至った県の考え方について伺いいたします。

次に、弘南鉄道への支援について伺いいたします。

昨年十一月二十七日に、弘南鉄道大鰐線の運行休止が発表されました。調べてみますと、始まりは昭和二十七年で、弘前電気鉄道として開業したとのことであります。ピーク時には年間三百九十万人に利用されていましたが、昨今の自家用車の普及や沿線の人口減などから利用者の減少が続く、令和五年度にはピーク時の七%まで減少するなど、慢性的に赤字の状況が続いております。今回、運行開始から七十余年を経て、令和十年三月をもつての運行休止が決まったことは、誠に残念だと思っております。

本路線の沿線には、大学、高校、中学など、様々な学校が所在して

り、中には駅名にもなっている学校が幾つもあるなど、教育機関と関係の深い路線であります。利用者が減少したとはいえ、そういった学校に通う学生、職員など、通学、通勤に影響が出ることが懸念されております。また、自転車を使用できない冬期間は言うまでもありません。

そこで、一点目として、弘南鉄道大鰐線の運行休止後の代替交通の確保について、県はどのように対応していくのか伺いいたします。

続きまして、弘南線について、こちらは弘前―黒石間の路線となりますが、大鰐線同様に、沿線には教育機関のほか、スポーツ施設や誘致企業が所在しており、周辺市町村から弘前市へ、あるいはその反対方向へ通学、通勤などで多くの方々に利用されております。

先日の地方紙において、黒石高校情報デザイン科の生徒たちが車内に、地域の企業などから請け負い、デザインした広告を取り付ける様子が写真つきで掲載されておりました。広告料は鉄道事業者に支援金として送られるそうであります。

鉄道事業者は、厳しい経営状況を踏まえ、弘南線に経営資源を集中し、安全に配慮しつつも、可能な限りの経営努力に取り組むこととしているとのことであります。

そこで、二点目として、弘南鉄道弘南線の存続に向けた県の今後の支援について伺いいたします。

次に、介護人材の確保について伺いいたします。

超高齢化社会と言われて久しい日本ではありますが、介護業界は二〇二五年に大きな分岐点になると予想されております。その理由として、一九四七年から一九四九年の戦後第一次ベビーブーム期に生まれた団塊世代が七十五歳以上の後期高齢者となり、これを境に深刻化する社会問題の総称は二〇二五年問題と呼ばれており、以降はより一層人材不足が深刻化すると見込まれております。

また、二〇四〇年には、団塊の世代の子供たちである団塊ジュニア世代が六十五歳を迎え、高齢者人口がピークに達し、二〇四〇年問題が生

じるとも言われております。今後数十年間、介護の需要は増加し続ける一方で、介護を担う人材不足が加速していくだろうと思われれます。介護業界は既に多方面からも人材不足が指摘されており、実際に多くの介護事業者が人材不足を感じているようであります。

公益財団法人介護労働安定センターの「令和五年度「介護労働実態調査」結果の概要について」によると、従業員の過不足感について、約六割以上の介護施設が不足感を抱えていると回答しております。

近隣の施設を営む方々にお話を伺いますと、人員が足りないとか、なかなか定着しないなどをよく言われております。

そこで、一点目として、本県における介護人材の需給見込みについてお伺いいたします。

次に、介護人材の確保対策の事例として、先日の地方紙に掲載された内容であります。介護福祉士や保育士を目指す学生を対象に給付型奨励金を支援している生命保険協会の青森県協会が、青森市内のホテルで本年度の奨学生らと交流したとあります。同協会は、今年度までに介護福祉士養成施設などの学生、累計で百八十五人に対し、月額二万円の給付型奨励金を一年間支給してこられたとの内容でありました。

そこで、二点目として、介護人材の確保のため、県はどのように取り組んでいるのかお伺いいたします。

三点目として、介護人材の不足が見込まれる中、介護人材の確保に向けて、県は今後どのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

次に、高病原性鳥インフルエンザの防疫対策についてお伺いいたします。

農林水産省は、一月二十日、高病原性鳥インフルエンザが一月に大量発生していることを受け、本年度二回目となる防疫対策緊急全国会議を開いたとあります。参加した都道府県と関係団体には蔓延防止対策を徹底するよう呼びかけております。

令和四年十二月、本県三沢市で発生した鳥インフルエンザによる約百

三十九万羽の殺処分は、まだ記憶に新しい痛ましい事態でございます。県や三十九市町村の職員、災害派遣の自衛隊員ら延べ約九千八百人が動員され、二十四時間態勢で作業に当たり、殺処分と埋却、消毒といった防疫措置の完了までに半月を要しました。発生前の飼育規模である約百三十九万羽は東北最大級であり、県内はもとより、首都圏と北東北のスーパーなどに卵を供給しており、影響は養鶏場経営のみならず、消費者にも及ぶこととなりました。

今年一月二十八日、五所川原市で死んだカラス四羽が見つかり、その後、茨城県の国立環境研究所による遺伝子検査の結果、全ての検体よりウイルスが検出されました。死亡野鳥からの鳥インフルエンザウイルスの検出は、青森県内では今シーズン初めてとのことであります。

先日、二月十三日の新聞記事では、鳥インフル影響夏まで、卵卸値四割上昇という大きな見出しとともに、鶏卵価格の目安となる卸売価格が東京地区でキロ当たり三百十五円となり、過去最高値に迫る勢いであることや、その原因が鳥インフルエンザの感染拡大に伴う殺処分であること、鶏の成長時間よりこの傾向が続くであろうことが述べられております。

今シーズンの鳥インフルは、昨年十月十七日に過去最も早く感染が確認され、一月に急増し、殺処分対象数は単月で最多の約六百四十八万羽に及び、感染は、十二日までに、養鶏が盛んな千葉、愛知など十四道県に広がっているとのことであります。当然ながら、本県も危機感を持つて臨むべきことと考えております。

そこで、二点についてお伺いいたします。

一点目として、高病原性鳥インフルエンザの発生防止に向けた県の取組についてお伺いいたします。

二点目として、高病原性鳥インフルエンザの発生に備えた県の取組についてお伺いいたします。

最後に、LED式信号への切替えについてお伺いいたします。

全国的に電球式信号、こちらは旧来からの白熱電球を使用しているものでありますが、LED式信号へと徐々に切替えとなっております。本県におきましても、最近LED式信号が大幅増えてきたという印象がございます。二〇二八年には今までの信号機に使われている電球の生産が終了になるということで、今後はさらに切替えが進んでいくのではと思っております。白熱電球の生産終了については、最近テレビでも告知されているようであります。

従来の電球式の信号は、灯火の発熱によりレンズについた雪が解けるため、我々雪国に住まいする者には雪に強いというイメージがあります。反面、LED式信号はあまり発熱しないため、雪が付着しやすいと耳にしますが、コスト面ではこれまでよりも安価になると予想されます。

県警察では、今後、順次LED式信号への切替えを進めていくこととありますが、信号機は、県民の交通安全を図る上で極めて重要な設備であることから、計画的に進めていただきたいと考えております。そこで、三点について伺いたします。

一点目として、県内に設置されているLED式信号の普及率について伺いたします。

二点目として、LED式信号に切り替えるメリットについて伺いたします。

最後に、県警察では、今後どのような計画でLED式信号への切替えを進めていくのか伺いたします。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○議長（丸井 裕） 知事。

○知事（宮下宗一郎） 大澤敏彦議員にお答えいたします。

私からは、まず、リングの雪害に関する県の取組状況と今後の対応についてお答えいたします。

今冬の豪雪によるリングの被害に対しては、私も現地に出向いて広範

囲に枝折れが発生していることを確認するとともに、生産者の皆様から切実な声をお聞きし、被害の拡大防止に向けて、スピード感を持って支援する必要がありますと実感しております。

このため、専決処分により、生産者が緊急的に融雪促進剤を空中散布する際の経費を支援することとしたほか、市町村に対する農道の早期除排雪の依頼や、国に対する復旧支援の要望などに取り組んできたところであります。

今後は、国による支援の動きも見定めながら、被害に遭われた生産者の皆様の再生産に向けた支援策について、本定例会の会期中における補正予算対応も含め、検討してまいります。

続きまして、学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金の制度に対する市町村の意見についてお答えいたします。

本交付金の制度に対しては、学校給食費以外の子育て費用の無償化事業についても学校給食費と同様に交付率を十割としてほしいという意見や、交付上限額の算定に用いる給食費単価を引き上げてほしいといった意見をいただいております。

次に、交付金制度の見直しの概要と見直しに至った考え方についてお答えいたします。

本交付金の活用により、令和六年度においては、学校給食費の無償化が全市町村で実現したほか、子供医療費をはじめとするその他子育て費用の無償化も大きく進むなど、本県の子供・子育て環境が飛躍的に改善しました。

このため、学校給食費等無償化に係る市町村交付金について、市町村がより無償化政策を進めやすいよう、給食費以外の無償化についても交付率を十分の十とするなど、制度の弾力化を行うこととしております。

また、交付上限額の算定に使用する給食費単価については、食材価格の高騰等を踏まえ、臨時的に単価を引き上げることとしています。

これらの見直しにより、市町村の自由な判断でさらに無償化が進むこ

とに期待しております。

続きまして、弘南鉄道大鰐線の対応についてお答えいたします。

弘南鉄道大鰐線は、利用者の減少に伴い、令和九年度末で運行休止が決定されましたが、現在も年間約二十七万人の利用者がおり、沿線住民の通学、通勤、通院を中心に、観光客の移動手段としても利用されております。また、沿線には高校が複数あり、通学のための交通手段としても重要な路線であることから、運行休止後の令和十年四月からの代替交通の確保が必要であると認識しております。

このため、年度内に沿線市町、交通事業者等による代替交通の検討組織を立ち上げ、県が事務局を担い、弘南鉄道大鰐線や弘前市と大鰐町を結ぶ路線バスの利用状況を把握、分析した上で、既存の鉄道や路線バスの活用、路線バスの再編等の具体的な検討を進めていきたいと考えております。

続きまして、県の介護人材の確保に向けての取組についてお答えいたします。

令和七年度は、介護現場の生産性向上のため、介護テクノロジーの導入とノーリフティングケアの推進により、介護職員の負担軽減や業務効率化を図るとともに、介護サービスの質の向上にもつながる取組をさらに強化してまいります。

まず、介護ロボットやICT等の介護テクノロジーについては、令和六年度から国の補助制度の拡充に合わせて補助率及び補助限度額を引き上げたほか、補助対象機器も拡大したことから、介護事業者にとって分かりやすい補助制度の周知を徹底し、介護サービス事業所への導入をさらに進めてまいります。

また、介護する側、される側双方にとって安全で安心なノーリフティングケアについては、これまで進めてきたモデル施設を活用し、各圏域に横展開することで、県内全域に推進してまいります。

私からは以上です。

○議長（丸井 裕） 交通・地域社会部長。

○交通・地域社会部長（松木久義） 弘南線の存続に向けた県の今後の支援についてお答えいたします。

弘前駅と黒石駅との間を結ぶ弘南線について、沿線市村では、国の制度に基づく安全輸送設備等整備への支援に加え、十年間の弘南鉄道維持活性化支援計画に基づき、令和三年度から修繕費を支援しているところですが、脱線事故による長期運休や物価高騰等により、計画と実態が大きく乖離したことを受けて、本年一月に支援計画を見直すことを合意しました。

県としては、弘南線が通勤、通学等で果たす役割を踏まえ、引き続き、国制度に基づく安全輸送設備等の整備への支援や、見直し後の支援計画に基づく支援を沿線の市村と連携して行うとともに、新たに県内小・中学校等の遠足利用の運賃無償化や、国内外の観光客への情報発信等による利用促進に取り組んでいきます。

○議長（丸井 裕） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（守川義信） 御質問二点についてお答えいたします。

まず、本県における介護人材の需給見込みについてお答えいたします。

厚生労働省が示した介護人材需給推計ワークシートによりますと、団塊ジュニア世代が六十五歳以上の高齢者となる二〇四〇年には、本県の介護職員数は、二〇二二年時点の二万八千九十一人の約一・二倍に当たる三万四千二百七十七人が必要となり、供給見込数二万二千七百七十四人と比較して、一万二千四十三人不足すると見込まれています。

次に、介護人材の確保のため、県はどのように取り組んでいるのかについてお答えいたします。

県では、介護人材の参入促進の取組として、介護未経験者に対する入門的研修のほか、介護福祉士養成施設の学生に対する修学資金や、一旦

介護現場を離職した介護人材に対する再就職準備金の貸付け等により、介護現場の就労に結びつける取組を行っています。

また、労働環境・処遇の改善による定着促進の取組として、介護職員への負担軽減や業務効率化のため、介護ロボットやICTの導入支援、ノーリフティングケアの推進などの介護現場の生産性向上のほか、介護職員等処遇改善加算の取得促進などの賃金改善を実施しています。

さらに、資質の向上の取組として、職域階層に応じた各種研修の実施により、介護職員がキャリアアップできる環境を整備しています。

○議長（丸井 裕） 観光交流推進部長。

○観光交流推進部長（齋藤直樹） リンゴ輸出に係る御質問二点にお答えいたします。

初めに、令和六年産リンゴの輸出状況についてです。

財務省貿易統計によると、令和六年産リンゴの今年一月末までの輸出量は二万四千六百五十四トンで、前年同月対比一〇五%、輸出金額は約百五十一億円で、一一七%となっています。

また、輸出货量の割合を国・地域別に見ると、台湾向けが全体の八三%を占め、次いで香港が一三%、タイが二%などとなっています。

次に、令和六年産リンゴの輸出促進に向けた県の取組についてです。令和六年産リンゴの輸出促進に向けて、県では、関係団体との連携により、主力の台湾及び輸出拡大が見込まれる東南アジアにおいて、知事によるトップセールスや店頭での消費宣伝などに取り組みました。

具体的には、台湾において、輸入検疫等を所管する動植物防疫検疫署や食品薬物管理署を訪問し、円滑な輸入を働きかけるとともに、輸出序盤の昨年十月には、台湾で人気の高い品種トキを中心に、最大の需要期である春節前の昨年十二月には、主力となるサンふじや王林について、品質の高さやおいしさを消費者にPRしました。

また、東南アジアでは、タイにおいて、青森リンゴのおいしさや機能性をメディアを通じて情報発信するプロモーションを行ったほか、シン

ガポールでは、日本大使館の協力を得て、現地の食品事業者等を対象にレセプションを開催し、取扱いの拡大を要請したところです。

○議長（丸井 裕） 農林水産部長。

○農林水産部長（成田澄人） 御質問四点にお答えいたします。

最初に、リンゴの雪害に関しまして、現時点での被害状況についてお答えいたします。

今冬の豪雪によるリンゴの枝折れ被害は、現時点で十一市町村において確認されており、県では、被害の程度を把握するため、二月二十五日に津軽地域のリンゴ園三十六地点において調査を実施しました。

その結果、幹の裂開や三割以上の枝折れがある被害樹が全体の一五%程度確認されています。

このうち、被害が著しく、収量が半減すると予想されるものが四%で、残りの一%は一定の被害が生じているものの、補修により回復ができるものと見込んでおります。

なお、今回の調査では、矮性台樹や高密度植樹については、雪に埋没している枝が多く、被害を確認できていない状況です。

次に、高密度植栽培の専用苗木の増産に向けた県の取組についてです。県では、高密度植栽培の専用苗木の増産に向けて、専用苗木の早期供給に向けた養成技術の確立や、苗木を供給する事業者を増やす取組を進めているところです。

専用苗木の養成技術については、農協等と連携した現地試験により、養成期間を二年から一年に短縮した栽培方法を実証したほか、苗木の早期増産につながる側枝、いわゆるフェザーを発生させる前の苗木を活用した生産技術の開発を進めました。

また、苗木供給業者を増やす取組については、本年度から苗木の養成技術等を共有する検討会を開催しているほか、事業者が新たに専用苗木や台木の増産に取り組む際に生じる掛かり増し経費の一部を支援しているところです。

この結果、専用苗木を供給する事業者が一人から三者に増え、供給量についても、前年に比べて二倍の年間約三万本まで増加したところである。

続きまして、高病原性鳥インフルエンザの発生防止に向けた県の取組についてです。

県では、高病原性鳥インフルエンザの発生を防止するため、本県における過去の発生事例を踏まえ、昨年十一月から本年四月末までを重点対策期間に設定し、本病の発生防止対策を強化しています。

具体的には、生産者や関係団体を参集した緊急防疫対策会議を十一月と一月に開催し、カラス等野鳥の誘因防止など従来の取組に加え、農場内に立ち入る工事関係者等にも例外なく衣服の交換や消毒を徹底するなど、今シーズンの全国での発生事例を踏まえた新たな飼養衛生管理の強化ポイントを周知しました。

また、県内の百羽以上を飼育する百七十一農場を対象とした巡回指導に加え、本病の発生リスクが高まる十二月と二月には、過去に本病が発生した農場や、二十万羽以上を飼育する大規模農場等を対象に、病原体の侵入防止対策などについて緊急点検を実施したところです。

最後に、高病原性鳥インフルエンザの発生に備えた県の取組についてです。

県では、本病が万が一発生した際に、畜産関係職員が防疫作業に集中できるように、令和五年度から防疫資材の保管、運搬や消毒ポイントでの車両消毒などの業務を民間事業者にアウトソーシングしたところです。

加えて、関係機関と連携した各地域での防疫演習の実施や、農場ごとに定めている防疫計画の再点検を進めるなど、迅速かつ確実な防疫措置の実施に向け、取り組んでおります。

また、本病の発生時には様々な情報が錯綜し、情報共有や連絡調整に多大な労力と時間を要することから、防疫作業の進捗や資材の発注の状況などを一元管理し、関係者がウェブサイトで閲覧できる特定家畜伝染

病防疫情報管理システムの開発を来年度からの運用開始に向けて進めているところです。

○議長（丸井 裕） 警察本部長。

○警察本部長（小野寺健一） LED式信号への切替えに関する御質問のうち、県内に設置されているLED式信号の普及率についてお答えいたします。

令和五年度末時点では、車両用灯器が一万三千五百四十四灯のうち、LED式が九千五百二十灯、普及率七〇・二％、歩行者用灯器が一万二千五百十八灯のうち、LED式が九千八十四灯、普及率七二・五％となっております。

次に、LED式信号に切り替えるメリットについてお答えいたします。

電球式信号からLED式信号に切り替えることにより、消費電力の低減により電気料金を抑えられること、電球切れによる滅灯を回避できること、電球部分に当たるLEDユニットの耐用年数が長くなることのほか、色つきレンズを使用しておらず、灯火がそのまま点灯するため、西日などによる誤認防止が図られるメリットがあります。

次に、今後のLED式信号への切替えについてお答えいたします。

電球式信号からLED式信号への切替えにつきましては、これまで、信号制御機の更新に合わせつつ、信号灯器の耐用年数が間近なものを優先的に行ってきました。

県警察では、これまでの方針を維持しながら、それに加えて、交通量の多い国道、県道等の主要幹線道路や小・中学校付近及び通学路に設置された信号機を優先的に切り替えてまいりたいと考えています。

また、電球の生産が終了することを踏まえ、令和七年度から令和十年までの四年間で全てをLED式信号にするため、年間平均約千四百灯の切替えをしていく計画であります。

○議長（丸井 裕） 大澤議員。

○十四番(大澤敏彦) 何点か再質問と要望を申し上げたいと思います。県が支援している融雪促進剤の空中散布について再質問したいと思います。

先日の新聞で二月二十七日現在の申込件数と面積が発表されましたが、引き続きの申込みがあるとお聞きしました。その後の進捗状況についてお伺いいたします。

○議長(丸井 裕) 農林水産部長。

○農林水産部長(成田澄人) 三月四日現在、融雪促進剤の空中散布の申込みは八百十件、約三百十五ヘクタールとなっております、このうち散布が完了したのは二十一件、約八ヘクタールとなっております。

散布事業者からは、農道の除雪状況などを確認しながら順次散布を実施していると聞いていますが、現在も園地の状況を確認することが難しい場所があるほか、二月中旬以降の断続的な降雪の影響を考慮し、二月二十八日までとっていた申込期限を三月二十一日まで延長したところ です。

○議長(丸井 裕) 大澤議員。

○十四番(大澤敏彦) この短期間ですごい件数の増え方だと思うんですが、個人的には、思っていた以上に申込みが多いことに驚いております。このような状況を考えてみますと、まだまだ現場での作業が進んでいない園地が多いことが予想されます。実際、今現在でも各園地を見てもみますと、一メートル前後ぐらいの積雪がまだある状況であります。県が直ちにこの対策を判断したことは、今回、多くの生産者たちに伝わっていると思いますし、私は今後のリンゴ産業においてもとても重要なことだったと思っています。

実は、私も先月、九十九アールの園地の散布が終わりました。残りの三百アールは平川地区にあります。人力で散布しました。というのは、現場が幹線道路沿いにあるからであります。空中散布をした園地は弘前地区にあり、やはり農道に除雪が入っていないなど、人力で散布が困難

だったからであります。

質問の中でも申し上げましたが、海水温の上昇が原因だとすると、今後大雪傾向になる確率は高いのではと思っております。そうなりますと、今回の実績とデータがさらに重要になってくるだろうと考えております。私もどのような効果が出るのか園地ごとに散布量を変えて比較してみましたので、一つのデータになればと思っております。

今回、特に気になっていることは、雪害によって生産量が減少することとはもちろんですが、担い手がいない高齢者の方々の園地が被害を受けて、労力的に再生が難しくなり、さらに減少することが心配されます。そうになると、近年、ニュージーランドなどからの輸入が年々増加しており、さらに増えることにもなりかねません。そのようなことを踏まえた今後の対策が必要ではないかと考えております。生産量を落とさないように対策をしていかなければいけないと思っておりますが、自分の園地も被害を受けておりますので、まず雪解け後、一番最初にする作業は、先ほども答弁にありました修復できるものを早急に修復して、できるだけ生産量を落とさないように心がけることが大事なかなと思っております。県の今後の対策、対応をよろしく願いたいと思います。

次に、弘南鉄道への支援について要望でございます。

大鰐線につきましては運行休止ということで、学生や生徒たちの通学や通勤、あるいは高齢者の方の通院や買物など、大変不便を来すことになると思います。これまで利用していた学生たちや沿線の利用者たちに支障のないような対策を講じていただきませう、再度要望したいと思います。

また、弘南線につきましては、大鰐線同様、学生たちの通学や通勤などで、まだまだ多くの利用者がございます。今後、事業が集約され、最大限の経営努力を約束されました。これまで地域交通として大きな貢献度がありました路線に対し、引き続き厚い支援を切に要望して、質問を終わります。

○議長（丸井 裕） 午さんのため、暫時休憩いたします。
午前十一時二十八分休憩

午後一時再開

○副議長（寺田達也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

十二番後藤清安議員の登壇を許可いたします。——後藤議員。

○十二番（後藤清安） 参政党の後藤清安です。一般質問の登壇の機会を与えていただきまして、感謝申し上げます。

最近暗いニュースが多い中、特に心の痛むニュースを最近目にしました。昨年二月に神奈川県のお宅で両親を殺害したなどとして殺人と窃盗の罪に問われた十六歳の少年の裁判員裁判が二月五日開かれ、被告人質問があったというニュース記事です。そのときの十六歳の少年が語った言葉が衝撃でした。身柄拘束が続く一年間をこんなに安定した生活はなかったと振り返ったということです。

少年は、小学生の頃、母親から産まなければよかったと言われたり、両親が目の前で性行為をする様子を見せたり、身体的・精神的虐待が繰り返されていたそうです。両親を殺害したことへの現在の感情については、正直複雑だが、父を殺してしまったのは大きな間違いだった、自分だけ自殺すれば解決した問題じゃないかと思う、母の殺害は父以上に後悔しかありませんと述べ、代理人弁護士から父も母もあなたも死なない選択肢はなかったのかと問われると、そういう選択肢は考えられない、答えを見つけないが、当時の自分の気持ちを振り返ると、どうして自分だけが死ぬか、父母を殺す選択しかなかったかと思うと話したという事です。

昨年末には女性県議会議員の皆さんと歌舞伎町に視察に行きました。そこでは外国人観光客を相手に売春をする中学・高校生たちの姿も目の当たりにしました。予期せぬ妊娠でシェルターで保護される女の子も、

手作りの食事を食べたことがないというケースも少なくないと聞きました。

今、子供たちが追い詰められています。我が国の大切な宝である子供たちが安心して幸せに成長していけるよう、大人が取り組まなければなりません。

少子化が加速する中、宮下知事も子供たちを一番に考える施策に取り組まれていると思います。そのような観点から、以下、通告に沿って質問をさせていただきます。

初めに、青森県子ども計画についてです。

二〇二三年四月一日、子ども基本法が施行されました。子供の権利を包括的に保障する初の法律で、全ての子供の権利を保障し、健やかに成長できる社会を目指して、子育てや教育、福祉などの子供施策を総合的に推進することを目的としています。日本国憲法と児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）の精神に基づき、子供の意見尊重や最善の利益を優先する理念を掲げています。少子化や児童虐待、不登校など、子供を取り巻く課題が深刻化する中、従来の個別法、児童福祉法などを補完し、子供の権利を包括的に保障する基盤として制定されました。

青森県では、子ども基本法の施行を受け、県内の子供、若者の幸せを支えるための青森県子ども計画を策定中ということで、年末にその案が示されました。既に県では昨年十月、子ども・子育て「青森モデル」を策定し、合計特殊出生率の向上や人口流出の改善に向けて数々の施策が打ち出されていますが、この「青森モデル」を包含する形で五か年の青森県子ども計画を策定するという事で、以下について質問します。

青森県子ども計画の内容と特徴について伺います。

計画案については、一月二十四日まで、ブリックコメントの募集が行われていました。県のホームページには「子どものみなさんへ」という見出しで、子供のことを第一に考えて、子供を真ん中にした取組を強く進めるために、子供からの意見募集の呼びかけもありました。

そこで、パブリックコメントの実施状況について伺います。

次は、子供の心の健康づくりについてです。

先日、高畑議員からもありましたが、厚生労働省が発表した昨年の子殺者数の中で、小、中、高の児童生徒による自殺が過去最多の五百二十七人という悲しいニュースがありました。高校生が三百四十九人で七割近くを占めたほか、中学生が百六十三人、小学生が十五人、毎週約十人の子供たちが自ら命を絶っている状況です。この児童生徒の自殺五百二十七件のうち、約三〇%が鬱を含む心の不調が関連していると推定されています。

また、子供の精神障がいとして、鬱病、発達障がい（自閉スペクトラム症（ASD）、注意欠如・多動症（ADHD））、不安障がいなどが主に認識されています。文部科学省や厚生労働省の調査によると、子供のメンタルヘルス問題は増加傾向です。学業不振や進路に関する悩みなどの学校問題、鬱病などの健康問題、親子関係の不和など家庭の問題、本県でも不登校やストレスを抱える児童生徒が増加傾向にあり、心のケアが急務と言えます。

そこで、子供の心の健康づくりに対する県の取組について伺います。文部科学省の二〇一八年の児童生徒の自殺予防に向けた通知をきっかけに全国で推進され、子供たちが悩みや困り事を抱えたときに適切に助けを求める方法を学ぶための教育プログラムとして、SOSの出し方教育というものがあります。

そこで、本県の令和五年度におけるSOSの出し方教育の実施状況について伺います。

次は、公立学校におけるスクールカウンセラー配置・派遣事業についてです。

先ほどと関連して、子供の心の健康を支える上で、専門家であるスクールカウンセラーの役割も重要です。児童生徒一人当たりのカウンセラー数が少なく、全国平均で約千五百人に一人程度、アメリカでは四百二

十人に一人が目安なのに対して、三分の一以下だそうです。また、都市部では比較的配置が進んでいる一方、過疎地域、東北や北海道の一部などでは配置率が低く、スクールカウンセラーが不在の学校も存在すると聞いています。

そこで、二点質問します。

スクールカウンセラーの配置状況について伺います。

二つ目に、スクールカウンセラーへの相談状況について伺います。

次は、ワクチン接種による健康被害救済制度についてです。

先日、三月一日、県立高校の卒業式に出席しました。卒業生の皆さんもノーマスクで参列し、コロナ禍に入学した生徒さんたちも晴れやかに巣立ちの日を迎えました。そんな日常を取り戻したかのように見える本県ですが、新型コロナワクチン接種が始まり三年、依然として健康被害で日常生活が困難になった県民から様々な声が寄せられています。

厚生労働省の予防接種健康被害救済制度に関する最新発表は、二〇二五年二月二十八日時点のデータで、新型コロナワクチン接種による健康被害として認定された累計件数、総認定件数が八千九百二十九件、障がい認定件数百九十五件、死亡認定件数九百八十三件となっています。昨年三月の一般質問の際には死亡認定数が四百九十三名でしたので、一年で倍となりました。

そこで、本県の新型コロナウィルスワクチン接種による健康被害救済制度に係る国への進達状況及び、そのうちの死亡件数について伺います。

二つ目に、新型コロナウィルスワクチン接種が開始された令和三年二月以降、本県の新型コロナウィルスワクチン以外のワクチン接種による健康被害救済制度に係る国への進達状況について伺います。

次に、青森県人口動態統計における死亡数についてです。

今、多死社会という言葉が生まれるほど多くの日本人が亡くなっています。厚生労働省の人口動態統計によると、二〇二二年に死亡数が前年

比約十三万人増の百五十八万二千三十三人となり、戦後最大の増加を記録しました。二〇二三年は百五十九万五百三人、二〇二四年は暫定で百六十一万八千六百八十四人と、三年連続で過去最多を更新しています。

青森県の人口動態統計を見ますと、コロナの感染拡大が騒がれ、緊急事態宣言が出た令和二年は前年より死亡数が減り、翌年から死亡数が急増していることが分かります。令和六年の死亡数は二万五千五百人で、前年の二万八千三十五人より六百六十五人増加し、死亡率は一八・五、全国の一三・五を大きく上回っています。生まれる数の三倍以上の方が亡くなっているというのが青森県の現状です。

そこで、青森県人口動態統計における死亡数が年々増加していることについて、県はどのように認識しているのか伺います。

二つ目に、亡くなった方の新型コロナウイルスワクチン接種歴を県として把握しているのか伺います。

次に、県民のヘルスリテラシー向上についてです。

青森県は、一九六五年以来、日本一の短命県とされ、令和二年の平均寿命は男性七十九・二七歳、女性八十六・三三歳で全国最下位、健康寿命も男性七十・二六歳、女性七十四・一一歳と全国平均を下回ります。国立がん研究センターのまとめによると、人口十万人当たり何人ががんで死亡したかを表す青森県の七十五歳未満年齢調整死亡率が、二〇二三年は八六・一、前年比二・一ポイント悪化となり、二十年連続で四十七都道府県中ワースト、男女ともに数値が悪化し、全国平均との差が拡大、中でも大腸がんは二・七ポイント悪化の一四・四で、全国ワーストです。

総務省家計調査では、青森市のカップラーメン消費額が年間五千六百円で全国一位、腸内環境を整える食物繊維や発酵食品が不足し、飲酒量も多い現状は、大腸がんを含む生活習慣病の要因となっていると考えられます。健康意識の向上が生活習慣病予防につながりますが、調査結果と目標値にはどれくらい乖離があるでしょうか。

そこで、令和四年度に実施した県民健康・栄養調査について、食に関

する項目の調査結果と、県の健康増進計画上の目標値との比較について伺います。

青森県と同じ一九六〇年代、短命県だった長野県は、その後の取組によって、約三十年後の一九九〇年（平成二年）から男性の平均寿命が全国一位となり、その後も継続的に上位を維持しています。残念ながら本県は脱却できていません。

そこで、これまで県が様々な取組をしてきたにもかかわらず、県民のヘルスリテラシーには大きな変化がないように思われますが、県の見解を伺います。

次に、台湾向け輸出リンゴの残留農薬基準への対応についてです。

今年一月七日、台湾メディア「NOW news」は、日本などから輸入したイチゴから基準値を超える農薬成分が検出されたため、全て返送または廃棄処分となったと報じました。記事によると、台湾食品薬物管理署が発表した最新輸入検査不合格食品リストに記載されていた二十三日目で、日本と韓国から輸出されたイチゴ計五ロット、約千二百キログラムから基準値を超える残留農薬が検出され、このうち日本から輸出されたイチゴは計四ロットで、産地は、佐賀、福岡、熊本だったと伝えました。また、イチゴ以外にも、不合格食品について、日本産リンゴなども含まれていたと報じられました。

さらに、フォーカス台湾中央社の記事では、青森県から輸入したリンゴからは殺ダニ・殺菌剤「キノメチオナート」が基準値を超えて検出されたとありました。

台湾への輸出は、日本のリンゴ輸出全体の九割以上が青森県産と言われています。最大の輸出先であり、モモンシクイガの対策も重要ではあります。この残留農薬基準の超過は信頼を揺るがしかねません。また、廃棄や積み戻し、検査など費用負担も発生し、経済にも影響します。

そこで、これまでに台湾の残留農薬基準値を超過した件数と直近の超過事案について伺います。

二つ目に、県は、台湾の残留農薬基準値の超過を防ぐために、どのように取り組んでいるのか伺います。

次は、災害時の避難所の環境等についてです。

先日、共同通信の調査で、日本海溝・千島海溝地震で津波被害が想定される北海道から関東の七道県百八市町村において、真冬の深夜に巨大地震が発生した場合の避難者数が最大百万人を超える可能性があると報じられました。本県においては、二十二市町村で少なくとも十八万人余りと想定されています。

災害対応については、他の議員からも既に様々な質問がございましたが、私からは、避難所の安全性の観点から、特に性犯罪抑止と要望の多いペットの同伴避難対応についてお聞きします。

マスメディアでは、美談のほうがクローズアップされる印象ですが、避難所は災害後の混乱期に設置され、プライバシーが不足しがちな環境であるため、犯罪が発生しやすい状況が生まれます。特に大規模災害においては、被災者やボランティアを装った犯罪集団が入ってくることもあります。東日本大震災のときには、福島県内の避難所で三十代から六十代の女性が夜間に性的暴行を受ける事件が複数発生、被害者が声を上げたケースでは警察が介入しましたが、恥ずかしい、家族に迷惑がかけるとして、被害届が出されないこともあったようです。

東日本大震災女性支援ネットワークの二〇一三年調査では、避難所でリーダー格の男性が支援物資を餌に性的関係を強要したケースや、仮設住宅で女性が襲われた事例が明らかになりました。特に夜間の暗がりや仕切りの不在が要因と言われています。

そこで、避難所における性犯罪等の発生抑止に向けた取組について伺います。

ペットと災害をめぐっては、災害のたびにペットとの同行避難の課題が取り沙汰されています。先日、青森市を中心にインターネットでアンケートを取ったところ、災害時にペットと一緒に避難できるようにして

ほしいという要望を四十件近くいただきました。指定避難所では、アレルギーや、ほえや臭いの問題などもあり、必ずしも避難所での同伴避難が可能なわけではありません。

一方で、ペットを連れた避難を諦めた方、ためらった方が洪水により被災し、命の危険にさらされる事態も報告されています。ペットがいても誰もが安心して避難できる準備があること、人も動物も命を守るための備えが求められています。

そこで、ペットの同伴避難について、同伴避難が可能な避難所の設置と県民への周知について、県の取組を伺います。

次は、自治体情報システムの標準化・共通化についてです。

デジタル庁が所管する政府共通のクラウドサービスの利用環境であるガバメントクラウドは、行政システムの標準化、共通化、コスト削減と効率化、セキュリティ強化、住民サービスの利便性向上を目的としています。政府は、個別システムの非効率を解消し、年間約五千億円の運用費を二〇%から三〇%削減すると試算していますが、事業者は、アメリカ企業四社と日本企業であるさくらインターネットのうち、九割以上がアマゾンウェブサービスに依存しているため、経済産業省もリスクを指摘しています。

地方公共団体における共同利用の対象業務（標準化対象業務）は、児童手当、子供・子育て支援、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障がい者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金、この二十業務であり、極めて重要な個人情報が含まれます。共同利用が進めば、地方公共団体が保有する住民基本台帳や戸籍、個人、法人の機微情報も含む多数の行政機関等が保有する国民、企業の重要情報が、外国企業が運営、管理するデータセンターに保存されることとなります。

令和六年十二月二十四日、情報通信技術を活用した行政の推進等に関

する法律の一部を改正する法律が成立しました。衆参両院における審査において、ガバメントクラウドが海外のクラウドサービス提供事業者に依存することに対し、データ主権と経済安全保障の観点から懸念が示され、国内の事業者の育成や地方自治体への情報提供など、利用拡大に向けた措置を講ずるべき旨の附帯決議が付されました。しかし、地方自治体は、令和六年度末までにガバメントクラウドに移行することが求められているということです。

そこで、このガバメントクラウドについて、県の取組状況を伺います。

二つ目に、市町村の取組に対する県の支援状況について伺います。

次は、外国人による運転免許取得についてです。

近年、全国で外国人が日本の運転免許を容易に取得し、交通事故増加が問題視されています。いわゆる外免切替えとは、外国人が自国で取得した運転免許証を日本の免許証に切り替えること。一度、日本の免許を手に入れば、更新などの手続も全て日本国内で日本人と同様に行えます。また、切替えといっても、外国免許はほとんどの国で返納の必要がないため、自国に戻れば、これまでどおり運転免許としてそのまま使うこともできるそうです。

昨年十月、日本経済新聞は、中国人がホテルの住所で免許を取得し、国際運転免許証を百か国以上で利用可能と報道しました。国土交通省の緩い基準が背景にあり、学科試験は、十問中、七問正解で合格、技能試験も簡略化され、日本人が教習所で厳格に学ぶ過程とは大きく異なります。

衆議院議員が提出した質問主意書の政府答弁によると、外免切替えの年間取得数は近年急増、令和五年は約六万六千人で、初めて六万人を超え、過去十年で二、三倍に増えているそうです。

SNSでは、名古屋の免許更新で外国人が急増、事故多発で県民の命が脅かされているなどの投稿がされたり、東京の運転免許試験場に中国人が早朝から行列している外免切替えツアアの様子がテレビで流れた

り、二月には、中国人観光客がレンタカーでタンクローリーを巻き込む事故が報じられました。本県でも外国人住民が増えたり、観光客のレンタカー利用も目立っています。

そこで、本県における日本の運転免許への切替え件数について、コロナ禍前の平成三十一年からの推移を伺います。

二つ目に、外国人が交通事故を起こす要因の一つとして、日本の交通ルールの認識不足が考えられますが、日本の運転免許へ切り替える外国人に対し、県警察としてどのような啓発活動を行っているのか伺います。

次に、県内における外国人犯罪状況についてです。

観光庁によりますと、インバウンドは令和六年十一月の推計値で三千三百三十七万九千九百人と、コロナ禍前の令和元年に記録した三千八百十八万二千四十九人を抜き、過去最高を更新、政府は二〇三〇年（令和十二年）までに六千万人に引き上げる目標を掲げています。

一方、法務省の犯罪白書によると、減少傾向にあった不法残留者は令和五年に増加に転じ、令和六年は七万九千百十三人と前年比二・二％増、令和五年の来日外国人の摘発者数（刑法犯）も五千七百三十五人で一四・四％増えたと報じられています。

警察庁の統計によれば、令和五年に摘発された外国人のうち、国籍別のトップはベトナム人で三割弱を占め、二位は中国人ということですが、外国人が増える中、国内の治安維持に懸念があります。

そこで、一つ目に、最近三年間の県内における全体の犯罪検挙件数と、外国人による犯罪の検挙件数について伺います。

二つ目に、外国人が検挙された事件における主な罪種と国籍について伺います。

以上、壇上からの質問を終わります。

○副議長（寺田達也） 知事。

○知事（宮下宗一郎） 後藤議員にお答えいたします。

私からは、まず、青森県子ども計画の内容と特徴についてお答えいたします。

青森県子ども計画は、県の子供施策の共通の基盤となるものとして、子供、若者を真ん中に据えた基本理念や基本目標、施策方針等を明らかにしたものであります。

青森県子ども計画の特徴は、関連する計画と一体的に策定することにより、県の子供施策を社会全体で総合的に推進していくための包括的な計画となっている点、乳幼児期から学童期、思春期、青年期までの各ライフステージを通して、子供、若者に対する切れ目のない支援に総合的に取り組むものである点、本計画の策定に当たり、子供から聴取した意見を反映させている点、本県独自の特徴として、県民の皆様の生の声を踏まえて取りまとめた子ども・子育て「青森モデル」の内容を反映させている点の四点となっています。

続きまして、子供の心の健康づくりに対する県の取組についてお答えいたします。

県では、子供たちが不安や悩みを早期に相談できるようにするため、こころの相談窓口ネットワーク連絡先一覧を、学校をはじめとする関係機関に配布しているほか、テレビCM等を活用し、相談窓口等の周知啓発を行っています。

また、SNSを活用した相談事業を実施するとともに、県教育委員会と連携し、子供たちが直面する様々なストレス等への対処方法を身につけるためのSOSの出し方教育を実施しております。

続きまして、県民のヘルスリテラシー向上に向けた取組への見解についてお答えいたします。

県が令和四年九月に実施した青森県民の意識に関する調査によると、県民の健康づくりに対する意識が高まっていると回答した方は三一・八％と、平成三十年に実施した前回調査に比べ三・六ポイント増加しており、県民の皆様のヘルスリテラシーは向上しているものと思われるま

す。

私からは以上です。

○副議長（寺田達也） 総務部長。

○総務部長（澤 純市） 自治体情報システムの標準化、共通化についてのうち、県の取組状況についてお答えいたします。

自治体情報システムの標準化、共通化については、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律において、住民の利便性向上や行政運営の効率化などの観点から、基幹二十業務を対象として、政府共通のクラウドサービス利用環境であるガバメントクラウド等を活用した標準化システムへの移行を目指すこととされており。

このうち、県における対象業務は、児童扶養手当及び生活保護の二業務であり、ガバメントクラウドを活用した標準化システムへの令和七年度中の移行を予定しております。

現在、各業務システムの円滑かつ確実な移行が図られるよう、ガバメントクラウドを利用するためのネットワーク環境の構築に取り組むとともに、移行後のクラウドシステムの監視やセキュリティ管理などの運用体制の整備を進めているところです。

○副議長（寺田達也） 総合政策部長。

○総合政策部長（奈良浩明） 自治体情報システムの標準化、共通化に係る市町村の取組に対する県の支援状況についてお答えします。

県では、これまで、県内市町村の情報システムの標準化、共通化について、令和七年度中の標準化推進システムへの移行に向けて、市町村担当職員向けの研修会やワークショップの開催、全市町村への個別ヒアリングの実施、民間の専門家のアドバイザー派遣など、市町村の取組を支援してきたところです。

こうした中、国では、昨年十二月に地方公共団体情報システム標準化基本方針を改定し、令和七年度中の移行に間に合わないシステムを特定移行支援システムと位置づけ、令和十二年度までに移行できるよう、国

として積極的に支援することを決定したところです。この特定移行支援システムに本年二月末時点で県内十六市町村の五十三システムが該当しており、今後、国の支援を受けて、標準準拠システムに移行することとなります。

県といたしましては、今後とも、県内市町村の情報システムの円滑な移行に向けて、国と連携しながら、市町村の取組を支援してまいります。

○副議長（寺田達也）　　子ども家庭部長。

○子ども家庭部長（若松伸一）　青森県子ども計画の策定に当たってのパブリックコメントの実施状況についてお答えいたします。

青森県子ども計画に係るパブリックコメントは、令和六年十二月二十六日から令和七年一月二十四日までの期間、県のホームページ等で募集し、二十三件の意見提出がありました。

いただいた意見の本計画への反映につきましては、文章修正等を行ったものが六件、計画に記載済みのものが五件、実施段階で検討するとしたものが四件、計画へ反映困難としたものが五件、その他三件となっております。

このうち、文章修正等を行ったものとしては、例えば、子供、若者の意見の反映に関して、意見を聞く子供、若者が一部のみに偏らないように努める必要がある、子供、若者が自由に意見発信ができる環境を整える、聴取した意見は公開に努めるべきであるといった趣旨の意見を踏まえまして、本計画に新たに「子ども・若者の意見聴取に当たっては、すべての子どもや若者が自由に意見を表明しやすい環境整備に努めるとともに、意見の反映状況等をホームページに掲載し、公表します」という記述を加える修正を行っております。

○副議長（寺田達也）　健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（守川義信）　御質問七点についてお答えいたします。

まず、令和五年度におけるSOSの出し方教育の実施状況についてお

答えいたします。

令和五年度は、小学校では二百五十校のうち百六十八校で、中学校では百四十六校のうち七十五校で実施しています。

また、高等学校や専門学校、大学などからの講師依頼があった場合は、その都度対応し、若者世代が困難な状況に陥った際に支援を求められる方法等について、広く普及を図っているところです。

次に、本県の新型コロナウイルスワクチン接種による健康被害救済制度に係る国への進達状況及び、そのうちの死亡件数についてお答えいたします。

新型コロナウイルスワクチンの本県における令和六年三月三十日時点の総接種回数約四百九十万回のうち、直近二月末現在、国への進達件数は百二件、そのうち死亡案件は十七件となっており、八件が認定、五件は否認、四件は審査中です。

次に、本県の新型コロナウイルスワクチン以外のワクチン接種による健康被害救済制度に係る国への進達状況についてお答えいたします。

令和三年二月以降の新型コロナウイルスワクチン以外のワクチン接種による救済給付に係る県内各市町村から国への進達件数は、令和七年二月二十八日時点で四件となっております。このうち、不認定件数が一件、審査中件数が三件となっております。

次に、青森県人口動態統計における死亡者数が年々増加していることについて、県はどのように認識しているのかについてお答えいたします。

本県の死亡者数が増加している要因は、高齢化の進展に伴い、老衰による死亡数が増加しているほか、心疾患等の循環器疾患や肺炎等の呼吸器疾患等により死亡する高齢者が増加したもので、今後も同様の傾向が続くものと認識しています。

次に、亡くなった方の新型コロナウイルスワクチン接種歴を県として把握しているかについてお答えいたします。

人口動態調査では、死亡者のワクチン接種歴は調査項目とされていないこと、及び一義的にワクチン接種は、予防接種法に基づいて市町村が実施主体となつて行っていることから、県では、本県で亡くなられた方が新型コロナウイルスワクチンを接種しているかについて把握していません。

なお、いわゆるコロナ禍における本県の人口十万人当たりの新規陽性者数や死亡者数が全国平均を下回っており、このことについて、県の専門家会議の委員から、新型コロナウイルスワクチンの接種率が全国よりも高いことがその要因の一つとして考えられる旨の見解をいただいたこと、国の審議会において、新型コロナウイルスワクチンの重症化予防効果等について確認していることから、県としては、新型コロナウイルスワクチンの接種は、陽性者数や死亡者数の抑制に大きな効果があつたものと考えています。

次に、令和四年度に実施した県民健康・栄養調査について、食に関する項目の調査結果と、県の健康増進計画上の目標値との比較についてお答えいたします。

令和四年度の県民健康・栄養調査における食に関する項目のうち、二十歳以上の県民の食塩摂取量の平均値は十・九グラムで、県が目標としている八グラムを上回っていました。

また、二十歳以上の県民の野菜摂取量の平均値は二百七十九・五グラムと、県が目標としている三百五十グラムを下回っていました。

最後に、ペットの同伴避難について、同伴避難が可能な避難所の設置と県民への周知について、県の取組についてお答えいたします。

県では、平成二十八年度に策定した災害時における動物救護活動マニュアルに基づき、避難所の開設等の主体である市町村に対して、同伴避難が可能な体制を整備するよう呼びかけているところであり、令和七年二月時点で県内の十六市町村がペットの同伴避難が可能な指定避難所を設定しています。

また、県民に対して、同伴避難が可能な避難所の設置状況について県ホームページで公表するとともに、災害発生時にペットを同伴して避難することができるよう、平時からペットのしつけや健康管理、ペットフードやトイレ用品等の備蓄などの必要な準備について、動物愛護センターでの各種イベントや市町村における防災訓練、SNS等で普及啓発を行つていきます。

○副議長（寺田達也） 農林水産部長。

○農林水産部長（成田澄人） 台湾向け輸出リンゴの残留農薬基準への対応に関する御質問二点にお答えいたします。

まず、これまでに台湾の残留農薬基準値を超過した件数と直近の超過事案についてです。

台湾では、平成十九年から農薬が一定の量を超えて残留する食品の販売等を原則禁止するポジティブリスト制度を採用しており、これまでに本県産リンゴが基準値を超過した件数は、平成二十一年に三件、平成二十四年、平成三十年、令和四年、令和七年に各一件の計七件となっております。

直近の令和七年の事案は、摘葉剤などの成分であるキノメチオナートが台湾の検査で〇・三ppm検出されたもので、この濃度は、日本の残留農薬基準値〇・五ppmの範囲内であるものの、台湾の基準値〇・二ppmを上回っていたため、当該ロット約十トンのリンゴが台湾への輸入が認められなかったものです。

次に、台湾の残留農薬基準値の超過を防ぐための県の取組についてです。

県では、日本と台湾で残留農薬基準値が異なることを踏まえ、台湾にリンゴを輸出する事業者等を対象に毎年説明会を開催しており、台湾がポジティブリスト制度を採用していることを周知するとともに、台湾の基準値が日本よりも低いものなど留意すべき農薬について情報提供し、必要に応じ、残留分析を行うよう指導しています。

また、本県のリンゴ病害虫防除暦に採用されている農薬のうち、台湾で残留農薬基準値の設定がない農薬については、台湾側に日本と同等の基準値の設定を要請するよう、農林水産省に継続した働きかけを行っているところ です。

○副議長（寺田達也） 危機管理局長。

○危機管理局長（豊島信幸） 災害時の避難所における性犯罪等の発生抑止に向けた取組についてお答えいたします。

過去の災害を振り返りますと、女性が避難所においてトラブルや犯罪に巻き込まれる例があり、避難所の運営に当たっては、こうしたトラブル等の抑止に取り組む必要があると考えております。

具体的には、避難所の運営に当たっては、女性から意見を聞き、女性のトイレ、そして洗濯物の干し場や更衣室などは、昼夜を問わず、安心して使用できる場所を選び、夜間は必ず照明をつけるなど、トラブル等の要因となることをあらかじめなくしておくこと、また、トラブル等に対して注意を促すポスターなどを避難所の開設時に目立つ場所に掲示することなどが考えられ、来年度予定しております市町村向けの研修でこうしたことを紹介するほか、市町村が策定する避難所運営マニュアルにこれらの内容を盛り込むよう助言してまいりたいと考えております。

○副議長（寺田達也） 教育長。

○教育長（風張知子） 公立学校におけるスクールカウンセラー配置・派遣事業に係る御質問二点にお答えします。

まず、スクールカウンセラーの配置状況についてです。

県教育委員会では、児童生徒の心理に関して専門的な知識及び経験を有する者をスクールカウンセラーとして、今年度八十三名任命し、児童生徒や保護者の相談に対応しています。

公立小・中学校については、県内全ての学校に配置しており、相談対応時間は、学校規模等にに応じて年間百二十時間、六十時間、三十六時間となっています。

また、県立学校については、中学校一校、高等学校十一校、特別支援学校一校に定期的に派遣しており、相談対応時間は、中学校が年間百二十時間、高等学校及び特別支援学校については、学校規模等にに応じて年間七十五時間、三十六時間となっています。

このほかにも、全ての校種に対し緊急時に派遣しているほか、定期的に派遣されていない県立学校に対しては、学校の要請に応じて随時派遣しています。

次に、スクールカウンセラーへの相談状況についてお答えします。

令和五年度のスクールカウンセラーへの相談件数の合計は二万三千八百五十二件となっており、校種別では、小学校が一万九百七十二件、中学校が一万六千五百件、高等学校が千九百九十九件、特別支援学校が七十六件となっています。

最も多い相談内容は、不登校に関することと、心身の健康、保健に関することで、それぞれ全体の約二〇％を占めています。続いて、友人関係に関するものが約一〇％、家庭環境に関するものが約九％となっています。

○副議長（寺田達也） 警察本部長。

○警察本部長（小野寺健一） 外国人による運転免許取得に関する御質問のうち、本県における日本の運転免許への切替え件数についてお答えいたします。

外国籍の方で、本県公安委員会において、外国の運転免許から日本の運転免許へ切り替えた人数は、平成三十一年、つまり令和元年が百十八人、令和二年が百八人、令和三年が八十八人、令和四年が百二十一人、令和五年が百五十二人、令和六年が百六十三人であり、平成三十一年の指数を一〇〇としますと、令和三年には指数六八まで減少しましたが、令和六年は指数一三八と、平成三十一年の一・三八倍となっております。

次に、日本の運転免許へ切り替える外国人に対する県警察での啓発活動についてお答えいたします。

外国の運転免許から日本の運転免許へ切り替える場合、視力検査などの適性試験のほか、自動車等の運転に必要な知識確認、試験場内における実車による技能確認を行っておりますが、このうち、実車による技能確認を受ける外国籍の方に対しては、左側通行や一時停止場所での通行方法、交差点の右左折方法など、日本の交通ルールを記載した資料を配付し、事前に確認していただいております。この配付資料は、英語、中国語、ポルトガル語など、八言語に対応しております。

また、日本の運転免許証を交付する際に、安全運転に努めていただくよう呼びかけを行うとともに、外国の運転免許を受けていた期間が通算して一年に満たない方が日本の運転免許に切り替えた場合は、日本人と同様に初心運転者期間制度が適用になることを伝えております。

このほか、県警察では、各警察署において、外国人技能実習生などを対象とした交通安全教室を随時開催しております。

今後、様々な機会を利用した交通安全啓発活動に努めてまいります。

次に、県内における外国人犯罪状況に関する御質問のうち、最近三年間の県内における全体の犯罪検挙件数と、外国人による犯罪の検挙件数についてお答えいたします。

令和四年からの全体の検挙件数は、令和四年二千三百五十八件、令和五年二千九百六十三件、令和六年二千六百十七件で、このうち外国人による犯罪の検挙件数については、令和四年四十二件、令和五年七十八件、令和六年五十一件です。

次に、外国人が検挙された事件における主な罪種と国籍についてお答えいたします。

令和四年からの外国人による事件のうち、主な罪種については、多い順に、令和四年、窃盗十七件、出入国管理法違反十二件、令和五年、窃盗五十一件、出入国管理法違反十三件、令和六年、窃盗二十五件、麻薬等取締法違反九件です。

主な国籍については、多い順に、令和四年、ベトナム二十九件、中国八件、令和五年、ベトナム四十三件、フィリピン十四件、令和六年、アメリカ十七件、ベトナム十五件です。

○副議長（寺田達也） 後藤議員。

○十二番（後藤清安） それでは、再質問させていただきます。

まず、ワクチン接種に関してですけれども、これまで出していただけなかった死亡認定件数十七件ということと情報開示していただきまして、ありがとうございます。

このワクチン接種による健康被害救済制度に係る国への進達文書は、国でもまだ検証が進んでいないので、今後検証してほしいと思っておりますが、それに当たっては、この文書を廃棄すべきではないと、ずっと保管しておく必要があると考えておりますが、県の取扱いについて伺います。

○副議長（寺田達也） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（守川義信） 健康被害救済制度は、予防接種法に

基づき、市町村が実施主体として救済給付の請求窓口となり、当該請求が都道府県を経由して国に進達され、国の認否が決定され次第、その結果が都道府県を経由して市町村に通知され、市町村がそれを基に給付の要否を判断しているものです。

ワクチン接種による健康被害救済制度に係る国への進達文書は、青森県文書取扱規程に基づき、定型的な事項に係る意思決定等が記録された行政文書として、保存期間を五年と整理しています。

○副議長（寺田達也） 後藤議員。

○十二番（後藤清安） 五年間というところは聞いていますが、自治体等によってはもうデジタル化されているので、これは削除しない限りずっと保存されるというところもあれば、やはり今回に当たってはしっかりと保存するという判断をされているところもあるということですので、ぜひ今後五年を過ぎた時点でいろいろな検証がされていない場

合には期間の延長も検討していただきたいと思ひます。

また、高齢化だけでは片づけられない死亡数等に人口動態統計もなっておりまますので、今後も引き続き様々な角度からの情報開示を希望いたします。

続いて、リンゴの残留農薬基準についてです。

事業者の説明会等を実施されているということなんですけれども、輸出にチャレンジしたいという農家さんとかも増えてくることを考えますと、事業者だけでなく県内の生産者にもこういった情報を周知すべきと考えますが、県の取組について伺います。

○副議長（寺田達也） 農林水産部長。

○農林水産部長（成田澄人） 県では、これまで、台湾にリンゴを輸出する事業者を対象とした説明会等に際し、生産者に対しても台湾の残留農薬基準値が日本より低い場合があることなどを伝えるよう依頼しております。

今後、台湾の残留農薬基準値の超過を防ぐためには、議員からも御指摘がありましたとおり、生産者への一層の周知が必要でありますので、台湾向けリンゴの生産、出荷に当たり、台湾への輸出の仕組みや注意すべき農薬などを掲載したチラシを作成するなどし、リンゴ生産に係る研修会や現地巡回等において、生産者や関係団体にも周知していきたいと考えております。

○副議長（寺田達也） 後藤議員。

○十二番（後藤清安） ありがとうございます。台湾のみならず、ほかの国々への輸出ということも考えていらつしやるかと思ひますので、やはり日本以外の各国では、農薬とか、添加物とか、あらゆるものの基準が非常に厳しいと思ひますので、そのあたりの周知徹底等も希望いたします。

また、できる限りそういったものを使わない栽培方法ということも、今後、農水省もオーガニックスを推進というところもありますので、

そのことも含めて検討いただければと思ひます。

続いて、外国人犯罪について再質問いたします。

検挙された外国人なんですから、これはどのような方が多いのでしょうか。令和六年の在留資格別の検挙数を教えてください。

○副議長（寺田達也） 警察本部長。

○警察本部長（小野寺健一） 令和六年中における外国人による犯罪の主な在留資格等別の検挙人員につきましては、多い順に、軍人九人、日本人の配偶者等五人、技能実習五人、不法残留四人となっております。

○副議長（寺田達也） 後藤議員。

○十二番（後藤清安） アメリカ軍人が一番多いというところで分かりました。今後、外国人が全国的に増えているということもありますので、こういう犯罪を未然に防ぐための取組、防犯というところもぜひお願いいたします。

続いて、ガバメントクラウドについてお聞きします。

県では、二十あるうちの児童扶養手当と生活保護の二つということでした。ということは、それ以外の情報に関して、県が持っている情報というのは、従来どおり県独自のサーバーで管理するという理解で合っておりますでしょうか。

○副議長（寺田達也） 総務部長。

○総務部長（澤 純市） そのとおりでございます。

○副議長（寺田達也） 後藤議員。

○十二番（後藤清安） ありがとうございます。また、各市町村は項目が二十あるわけなんですけれども、これはガバメントクラウドに移行することは義務なんでしょうか。それとも、それぞれの判断で従来どおりの、いわゆるオンプレミス継続というのも可能なことになっているか、その辺をお聞きます。

○副議長（寺田達也） 総合政策部長。

○総合政策部長（奈良浩明） 市町村のほうで移行するかどうかに

ては、基本的には市町村の判断にはなりません。基幹の二十システムについては移行していくといったようなことになろうかと思えます。

○副議長（寺田達也） 後藤議員。

○十二番（後藤清安） つまり、その二十の項目に関しては必ず移行、義務という理解ですか。それ以外のものに関しては自由という理解でしょうか。

○副議長（寺田達也） 総合政策部長。

○総合政策部長（奈良浩明） 二十の基幹システムについては標準化、共通化が図られますので、移行するのですが、それをガバメントクラウドで行うかどうかについては、基本的には市町村の判断と申しますか、そのシステムによってベンダーがどれを使っているかということもありますので、必ずしも全部がということではないんかと思えます。市町村の判断というのが基本になろうかと思えます。

○副議長（寺田達也） 後藤議員。

○十二番（後藤清安） つまり、努力義務であるということからよろしいですかね。分かりました。いろいろ懸念点等もあるものですから、また、小さな市町村ですと、移行にかかっても今非常に待たされているところもあったりとか、不安があったりとか、人手が不足してとか、いろいろなことがあるかもしれませんので、従来どおりという選択も可能なのかどうかということで確認をさせていただきました。

それから、要望等になりますけれども、災害時の対応についてですけれども、安心・安全というのが一番で、例えば妊婦さんですとか、乳幼児、高齢者の方々など、例えばホテルと事前に提携するとかということと、個室が安全に守られているような事前対応というのが可能なのではないかと思えますので、一つ提案とさせていただきます。

それから、ペットの同伴避難についてなんですけれども、ドッグトレーナーの方等に意見をお聞きしましたところ、やはりペットは避難も屋外対応のところが多いというところ、あとは動線ですとか、そういう適

切なコーデイネーターがいないとスペースを確保するだけでは難しいのだからというような御意見、そしてまた、動物避難所として動物だけを預かって、まずは飼い主の生活基盤を整えてもらうということも必要なのではないかという意見をいただきました。

それと、青森県動物愛護センターでは全国的にもすばらしい取組をしていると思えますけれども、それが市町村までなかなか届いていないと。環境省や県が具体的なガイドラインを示していても、それが市町村レベルまでなかなか落とし込まれていない印象があるというようなことをペットのプロの方から御意見としていただきましたので、お伝えさせていただきます。

最後に、ヘルスリテラシーの向上についてですが、塩分摂取と野菜摂取というところに関してなんですが、塩に関しては、ミネラルという部分では海水の天然塩は必要だということかと思っています。また、長年、塩分と野菜摂取というところの答弁しかいたただけていないんですけれども、ヘルスリテラシーという観点があるかと思えます。腸内環境を整える、免疫力を向上させるために体温を上げるとか、また、運動も体だけでなく、メンタルヘルスに有効というあらゆるデータもあります。有酸素運動と抗鬱剤を併用すると、いろいろな調査をするときに、有酸素運動だけでも鬱症状が改善するといったエビデンスもあります。ですので、ヘルスリテラシーの向上と一口で言ってもいろいろな観点があるかと思えます。

特に塩は、戦後、私たちは塩田を取り上げられて塩を取らないようにさせられたというような歴史的背景がありますので、青森県の海水たっぷりのミネラルの塩は皆さん取ったほうがいいんじゃないかなということ、私の意見として述べさせていただきます。

以上です。ありがとうございます。

○副議長（寺田達也） 五分間休憩いたします。

午後二時八分休憩

午後二時十五分再開

○副議長（寺田達也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

四十八番鹿内博議員の登壇を許可いたします。——鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） 無所属の鹿内です。一般質問を行います。

昨年十一月に日本民謡協会が主催した民謡民舞全国大会民謡の部で、青森市在住の津軽民謡歌手、かすみさんが日本一の内閣総理大臣賞に、民舞の部では青森市の石川義梅会が準優勝されました。心からお祝いし、関係者の御努力に敬意を表します。

かすみさんは栃木県出身で、津軽民謡の道を志し、十五歳のときに黒石市の津軽民謡歌手、須藤圭介先生の教えをいただき、津軽民謡の心を知るためには農業を体験しなければと、県立柏木農業高校で学び、卒業後、プロの道を歩み、活動を続けています。かすみさんの歩みを見たときに、民謡、そして農業高校という本県の文化、風土の豊かさと教育の重要性を感じます。新年度予算案に民俗芸能活性化大会が新規事業として提案されていることは高く評価し、以下質問いたします。

まず、国民スポーツ大会を機に、青森の魅力である食と祭りと文化芸術の振興を図り、観光客誘客のためにイベントを市町村と協力して県内で毎年開催すべきと考えますが、知事の見解と対応について。

次に、県立高校教育改革についてであります。

一つに、県立高等学校魅力づくり検討会議から、学校規模の標準の見直し、小規模校の重要性、地域校制度の見直し等について検討結果が報告されましたが、これに対する教育長の見解と対応について。

二つに、知事は、総合教育会議を開催し、学校規模の標準と地域校制度を見直すことや、浪岡高等学校を青森西高等学校と統合せず、小規模校のモデル校として存続することについて、教育委員会に検討を求めるときと考えますが、知事の見解と対応について。

次に、白神山地と十和田古道についてであります。将来に継承すべき本県の宝で、いずれも林道、そして風力発電計画の進行により、その魅力を保存すべきとの声が高まり、白神山地は世界自然遺産登録になりましたが、十和田古道の文化財指定の取組は進みません。いずれも関係する自治体が多く、一市町村では取組には限界があり、県の積極的な対応が求められております。

そこで伺いますが、一つに、白神山地世界自然遺産登録地のエコパーク指定及び秋田県の入山規制の在り方を見直しして、青森県同様入山できるよう、秋田県知事と青森県知事とのトップ会談が必要と考えますが、知事の見解と対応について。

二つ目、本県の六市町村を区域とする十和田古道の文化財指定を目指して県がリーダーシップを発揮し、調査などの取組を進める必要があると考えますが、教育長の見解と対応について。

次に、子供の権利についてであります。いじめ、虐待、貧困等の問題は長年の世界全体の課題で、三十六年前の一九八九年に国連で子どもの権利条約が採択されました。子どもの権利条約を青森市が平成二十四年に制定し、今、北海道が制定を目指し、作業を進めています。

そこで伺いますが、子供の権利を守り、子供の悩みや相談を解決し、子供施策に子供の声を反映するために、仮称こどもまんなか基本条例を制定すべきと考えますが、知事の見解と対応について。

次に、このたびの議会に入館料等の改定を行うとしている青森県営浅虫水族館等の四施設について、大人料金を値上げする場合の全体の増収見込額と、子供料金を無料にした場合の全体の減収見込額について伺います。

二つに、四施設の入館料等について、子供料金を無料にしても、大人料金を値上げするのでは子育て支援に反するため、四施設とも大人料金は据え置くべきと考えますが、知事の見解と対応について。

次に、自然・地域と再生可能エネルギーとの共生についてであります。

これまで、八甲田山等における再エネ開発事業の環境アセスメントの知事意見で、コウモリ類等の生息地、イヌワシ、クマタカやガン、ハクチョウ類の移動経路、保安林、国立公園、鳥獣保護区、ふるさとの森と川と海保全地域、重要野鳥生息地（IBA）、生物多様性の保全の鍵になる重要な地域（KBA）等は、可能な限り避けるようにと主張してきました。

しかし、共生条例案には記載されていませんが、パブコメで公表された骨子のゾーニングでは、これらの多くが再エネ事業可能となる保全地域と、区域境界が難しいからとして、配慮すべき区域・事項として調整地域にするとしていることは、これまでよりもむしろ後退していると思わざるを得ません。

骨子では、下北半島のニホンザルや小湊などのハクチョウは天然記念物の区域指定でゾーニングされていますが、その地域指定は限定的で、ニホンザルやハクチョウはその地域を越えて移動しますが、移動先の場所が保護されなければ、ニホンザルもハクチョウも生息はできません。イヌワシなどはより広範に移動し、区域境界が困難だから保護しないのでは、自然環境を将来に引き継ぐことは不可能となることから、骨子に示された保全地域と配慮すべき区域・事項は、全て保護地域にすべきと考えます。

また、共生地域に認定する県、市町村の基準、手続も条例案にはなく、広域に移動する猿や渡り鳥、景観は、市町村の枠を超えた対応が必要ですが、これも不明です。例えば岩木山麓に保安林や重要野鳥生息地があり、再エネ事業を実施しようとする地域が弘前市であれば、弘前市での住民合意プロセスを経て共生区域として認定されれば事業を進めることはできますが、その周辺の自治体の関与はこれまでの骨子にはありません。景観、渡り鳥の生息地、保安林機能の維持による飲用水の確保など、立地自治体だけでなく、周辺自治体の影響も多くあり、その関与が必要であります。

そこで、知事の見解と対応について伺います。

一つに、共生条例案にはゾーニングの保護地域等の名称、具体的な選定基準及び住民合意プロセス、さらには、それらを補完するガイドラインの具体的内容が明記されず、制度の全体像が不明で、条例案としては不備な内容と考えますが、どうか。

二つに、それらはいっ示されるのか。また、いずれも議会の議決が必要と考えるが、知事の見解を伺います。

三つとして、税条例は共生条例を補完し、実効性を確保するため、一体として共生制度を進めるとしながら、保護地域などの地域指定の可否を審議する前に共生条例案の議決を前提とした税条例案を提案することは議会軽視であり、税条例案を一旦取り下げ、共生条例案議決後に改めて提案すべきと考えますが、知事の見解と対応を伺います。

四つに、ガイドラインについて、有識者及び市町村へ意見を照会するとしながら、まだ意見照会もせず、また、パブコメにおける県民意見とそれに対する県の回答を有識者に示さず、有識者の意見を聞かないのでは、有識者及び市町村を軽視していると考えますが、どうか。

五つとして、共生条例案骨子では、共生制度の目的は、本県の豊かな自然環境、景観、文化等を良好な状態で将来の県民に継承することを前提とし、再生可能エネルギーの円滑な導入を図るとあり、知事も有識者会議で、定量ではかることが困難な自然環境や景観、信仰にまで広がっていると発言しています。しかし、提案されている共生条例案では、この前提が欠け、誤解を与えることから、将来に継承することを第一に前提であることを条例に明記すべきと考えますが、どうか。

六つとして、知事は、現行制度には限界があり、新しいルールが必要と述べているにもかかわらず、保護地域等の地域区分は現行関係法令に固執した内容で、区域境界が特定できない天然記念物や、定量化できない景観や信仰等を保護地域とせず、再生可能エネルギー発電事業の実施を可能とする本条例案は、当初の共生制度の目的と知事の発言に反する

と考えますが、どうか。

七つとして、有識者会議で鳥類と歴史、文化の専門家から、現行アセス制度や文化財保護法などの問題点や改善策が指摘されているにもかかわらず、それらが共生条例案に反映されていないと考えますが、知事はどう考えますか。

八つとして、保安林などの保全地域やIBAなどの配慮すべき地域も全て保護地域にすべきと考えますが、どうか。

九つとして、区域境界が明確でないことから、保護されずに再生可能エネルギー発電事業が行われることは当初の共生制度の目的に反し、区域境界を特定できない広域に移動する渡り鳥や景観などは、地域区分とは別に保護、継承すべき県民の財産として共生条例案に明記すべきと考えるが、どうか。

次に、税に関連してありますが、九月三日、有識者会議の非公開の二部でA委員は、保全区域は基本的に保全する地域で、非課税にする場合に、風況がよければ、調整地域を共生区域にするのではなく、保全地域に共生区域をつくるという効果を促進する可能性が高い、県としてやりたいのか、誘導効果というものが今回目指している条例の目的と一致するのかと問うています。それに知事は、進んで保全地域に共生区域を促進することは考えず、それを防ぎ、調整地域のほうに共生区域ができるようにしたいと答えています。

ところが、十一月二日、有識者会議の二部で知事は、B委員の発言に、保全地域になったときは、確実に共生区域にしていたきたいという趣旨で非課税にすると述べています。これに対してB委員は、誘導のところは、どちらかというところと保全地域から共生区域への誘導であって、調整地域から共生区域への誘導は、それほど重点を置いていないという御説明をいただいた、それであれば、メディアにそのように説明すればいいと思うと述べて、しかし、これに対して知事も事務局からも発言がなく、このB委員の発言が認められた内容で、このことは九月三日の知事発言

が変わったのかとの印象を持ちます。

次に、既存施設に関して、十一月二日、有識者会議の二部で事業者団体が、県内の市町村に対して、他の種類の納税等を通じて既に貢献しているとして説明しています。知事は、この「等」の内容を質問され、事業者団体は、直接の納税だけでなく、地域で経済的にも支援させていただいていると答えています。これに知事は、「等」ということで不透明な金の流れをこの事業はつくっている、源泉になっているのではないかと、そのことは、この事業が本当の意味で地域として推進できるきっかけをないがしろにしている源泉になっているような気がすると述べ、私は、このことは地域貢献の曖昧、不透明さを知事は指摘したものだとして議事録で受け止めました。

そこで、知事の見解と対応について伺います。

条例案での税収見込額がゼロもあり得るとの有識者会議での県の説明ですが、税収ゼロで共生条例を補完し、政策効果と実効性があるとは到底理解できませんが、いかがでしょうか。

既存施設に対して、知事は当初、課税する方向で検討を進めたと私は認識していますが、非課税とした理由について伺います。

次に、十一月二日の有識者会議で知事は、共生区域に誘導することがメインになってくる、そこを非課税にするという扱いをしていると理解をしていただきたいと発言していますが、この知事発言に対する知事の見解を伺います。

次に、有識者C委員が、この知事発言に対し、保全地域から共生区域に移行すること自体を後押ししてしまっているような構造になっていることが少し懸念材料、保全地域が確実に減っていくと指摘しています。この発言についての知事の見解を伺います。

また、知事は、最悪のケースを考えたときに、保全地域としていたところが、制度上、全部共生区域になる可能性がある、制度をつくる上では極端なケースをどうコントロールするか考えると答えています。この

の知事の発言について伺います。

最後に、共生区域を非課税とすれば、保護すべき地域や動植物を減らすことになり、当初の共生制度の目的に反し、知事の言われる中央の搾取を防ぐことにならないと考え、私は、本税条例案は見直すべきと考えますが、知事の見解を伺います。

次に、原子力・核燃料サイクル政策についてであります。

東日本大震災、そして福島原発事故から十四年たちますが、今もなお約二万九千人の方がふるさとに帰れず、避難生活を続けています。亡くなられた方々の御冥福をお祈りし、再びあのような災害と原発事故が発生しないことを切に願います。

去る一月二十三日に、高レベル放射性廃棄物の最終処分場選定を進めているNUMOの東京都内での説明会で出席者から、北方四島に最終処分場を建設してはとの意見がありました。これに出席した国の放射性廃棄物対策課長——この方は、昨年十月七日の県議会原子力・エネルギー対策特別委員会に出席された方ですが——は、実現すれば魅力的な提案と発言し、さらに、NUMO理事も、一石三鳥四鳥と発言し、後に官房長官、経産大臣、総理が否定し、謝罪しています。まさに信じ難い発言です。

根本的な問題は、国の姿勢、政策にあることは否定できません。最終処分場操業時期について、平成六年の原子力長計、平成十七年の原子力政策大綱、平成十二年、平成十七年、平成二十年の最終処分計画には、平成四十年後半を目途にとの記述がありますが、第七次エネルギー基本計画にはその記述がなく、国の後退は明らかです。さきの発言も含め、このような国の対応が国民の信頼を失い、処分地の選定が進まず、結果として、本県からの二〇四五年四月の搬出期限に不安が募ります。福島原発事故で発生した除染土の搬出期限も、六ヶ所同様、二〇四五年であり、核のごみ二〇四五年問題は、国、県政にとって重要かつ喫緊の課題であり、以下、知事の見解と対応について伺います。

一つに、高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センターで一時貯蔵されているガラス固化体について、搬出期限である二〇四五年四月二十五日まで最終処分場に搬出することは不可能であり、最終処分場以外に搬出する検討が必要と考えますが、知事、国、事業者、それぞれの見解と対応について。

二つに、国は、福島第一原発事故で発生した除染土について、法律に基づき、搬出期限の二〇四五年三月までに福島県外の最終処分場に搬出するロードマップを今年の夏までに策定することを総理を除く全閣僚会議で決定しましたが、知事は、六ヶ所高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センターで一時貯蔵されているガラス固化体についても、福島県の除染土同様、国に対し、ロードマップの策定を求めるべきと考えますが、どうか。

次に、むつ中間貯蔵施設についてであります。東京電力は、現在、十三・五トンのプルトニウムを保有し、七千四十トンの使用済核燃料を貯蔵していますが、去る二月十四日に電事連が公表したプルトニウム利用計画には、東京電力の計画はありません。しかも、東電の原発は、柏崎刈羽の七基のほとんどが二十七年以上の古い原発で、五十年どころか、三十年後に稼働し、プルトニウムを利用する根拠は全くありません。

そこで伺いますが、知事は、去る二月四日の定例記者会見で、リサイクル燃料貯蔵株式会社等に対し、五十年分の中長期的な計画を提示してほしい旨述べたと報じられていますが、五十年分の中長期計画及びプルトニウム利用計画の見直しは、安全協定締結前に求めるべきだったと考えますが、知事及び事業者の見解と対応について。

次に、日本原電株式会社が二〇二七年度の敦賀原発二号機及び東海第二原発からの搬入計画を県に報告しましたが、敦賀原発二号機は原子力規制委員会から不合格とされるとともに、東海第二原発は再稼働に係る地元同意を得ることができず、また、両発電所も運転開始から三十八年、四十六年経過し、プルトニウムの利用の見直しも立たないことから、同

社の搬入を拒否すべきと考えますが、知事の見解と対応について。

次に、第七次エネルギー基本計画に六ヶ所再処理工場の安定的な長期利用を進める旨の記載があるからといって、建設着工から三十一年経過しても竣工できない同工場に、むつ市の中間貯蔵施設で貯蔵した使用済核燃料が五十年以内に搬出される根拠と担保は限りなくゼロに近く、中間貯蔵施設に係る安全協定締結の判断は間違いであったと考えますが、知事の見解について。

次に、六ヶ所ウラン濃縮工場では、三十年以上点検や交換が行われていない部品があり、また、六ヶ所再処理工場では排風機が何回も故障するなど、日本原燃株式会社の品質管理体制は全く信頼できず、今後五十年以上再処理工場を安全に運転できる根拠はないと考えますが、知事の見解と対応について。

次に、第七次エネルギー基本計画では、使用済MOX燃料の再処理について、六ヶ所再処理工場に適用する場合を想定する旨の記述がされていますが、使用済MOX燃料の再処理は、昭和六十年に締結した基本協定の対象外であり、知事は反対を明言すべきと考えますが、どうか。

さらに、電気事業連合会及び関西電力株式会社は、使用済MOX燃料の再処理実証研究のため、関西電力株式会社の使用済MOX燃料及び使用済ウラン燃料をフランスへ搬出するとしています。この研究に伴い発生する高レベル放射性廃棄物は、昭和六十年の基本協定の対象外と考えるが、知事の見解を伺います。

また、知事は、知事説明要旨において、前例踏襲を見直し、青森県に誇りを持ち、未来に希望を持てる青森県を目指すとして述べましたが、国が定めた原子力長期計画や高レベル放射性廃棄物最終処分計画など、国の重要な政策が実現していない中で、このたびの第七次エネルギー基本計画は、福島原発事故の反省もなく、実現できない核燃料サイクルを進め、本県に使用済核燃料や核のごみをさらに集中させる内容で、知事は第七次エネルギー基本計画に反対と核燃料サイクル政策に協力しないこと

を明言すべきと考えますが、知事の見解と対応について。

次に、県民対話集会についてであります。原子力政策の問題に取り組んでいる団体が県民対話集会「#あおばな」に何度応募しても開催が実現しないのは、知事が特定の団体との対話を避けているためと考えますが——そういうことはないと思うんですが、知事の見解を伺います。

次に、県立中央病院と青森市民病院の統合新病院についてであります。去る三月一日に整備候補地の浜田地区住民の懇談会が行われましたが、このたびの基本計画案で示された施設の配置図や、ドクターヘリのヘリポートが駐車場六階の屋上に予定されるなど、交通渋滞や騒音対策等、生活環境悪化の不安と疑問が解決どころか、さらに深まったものと考えます。整備候補地とされた当初からの交通渋滞等の問題だけでなく、ほかにも適地があるのではないかと、利用できるスケート場やサンドームを壊すのはおかしい等の声も多くあります。

今後、知事と市長が出席する公聴会と知事の対話集会では、これまでの懇談会や説明会とは性格と意味が異なり、会の内容によっては整備候補地を変更するとの決意と覚悟が必要と考えます。形式的で表面的な場所ありきの公聴会と対話集会では、県民の声を県政に生かすことにはなりません。もとより、新病院は、浜田地区住民だけでなく、県民、市民、そして医療等関係者の理解と合意が必要と考え、以下、知事の見解と対応について伺います。

一つに、有識者会議による基本計画案の検討は、二月二日の一回のみで不十分であるため、知事と青森市長が出席する公聴会には、浜田地区住民だけでなく、広く県民、市民が参加できる内容とし、意見を聞くべきと考えますが、どうか。

二つに、住民懇談会、パブリックコメント及び公聴会に出された意見に対する県と青森市の対応結果の公表時期について伺います。また、その内容によっては基本計画案の修正が必要と考えますが、知事の見解を

伺います。

三つとして、基本計画の決定に至る今後のスケジュールについて伺います。また、基本計画案を修正する場合には、公聴会等の開催後に修正案を議会に示し、議会の質疑を経て了承を得る必要があると考えますが、知事の見解と対応について。

二つの病院が統合し、一足す一が二以上になると思っていましたら、基本計画案は、そうはなっていないですね。敷地面積は、借地を入れて現在の両病院で八万五千二百五十三平米から、浜田中央公園を除くと約五万八千平米、延べ床面積は、駐車場を除いて九万五千四百四十平米から七万三千六百平米に、病床数は千三百三十八床から七百五十一床に、外来患者数は千八百九十九人から、千六百三十人から千七百二十人、手術件数は七千四百三十七件から、七千件から七千四百件の間、利用者の駐車台数は七百五十一台から七百台、職員数が二千三百三十一名から、何と収支シミュレーションでは千八百五十名と大幅に削減のシミュレーションであります。

一方で、現在、県病の隣にある若葉養護学校と、市民病院の隣にある市立高等看護学院は現状のままという計画であり、統合によって、むしろ両施設の関係者が不便になるのでは、何のための、誰のための統合でありませんか。

そこで伺いますが、基本計画案において、診療科や手術件数等は現状とほぼ変わらず、病床数、外来患者数、入院患者数、職員数などが減少するのでは統合の効果が見えないと考えますが、どうか。

次に、統合新病院の概算事業費の上限を九百六十六億円としています。が、上限を上回る可能性が高く、その場合の財源確保の見直し、企業債の借入額とその返済見直し等について伺います。

次に、収支シミュレーション上では職員数を約千八百五十人と見込んでおり、現在の両病院の職員数約二千三百人から大幅に削減しなければ赤字経営となることや、病院整備等に係る企業債の返済及び運営上の県

と青森市の負担見込み等について基本計画案に記載がないことは、県民、市民、そして職員にとって大きな不安材料であり、中短期的な収支計画を示すべきと考えますが、どうか。

現在の県立中央病院の整備に御尽力された竹内元知事は、基本計画策定の際に、玄関に一步入ったら病院らしくない空間、ホテルに入ったような錯覚を与えるようなロビーを心がけてほしいと職員に言われたと聞きました。新病院もそういう病院を目指しているものと考えます。

そこで伺います。

サンドーム東側の市道拡幅について、用地買収が必要となりますが、用地買収の対象となる地権者数と面積、開院までに間に合うのか、また、用地買収に当たり、土地収用法を適用すべきでないと考えますが、いかがか。

浜田中央公園が利用できないために五万八千平米と少なくなったことにより、県営スケート場一帯は整備場所の適地と判断はできないと考えるが、どうか。

最後に、県営スケート場一帯を整備場所とするためには、まだ使用できる県営スケート場、サンドームの解体と移転整備費用が必要となり、これらを考慮すると、より広く便利な中央インターチェンジ南側の民有地も買収することを比較検討すべきと考えます。

以上で、この場からの質問を終わります。ありがとうございます。

○副議長（寺田達也） 知事。

○知事（宮下宗一郎） 鹿内議員にお答えいたします。

私からは、まず、青森県立高等学校教育改革に基づく学校規模や配置に対する見直しについてお答えいたします。

教育委員会においては、令和十年度以降の県立高等学校の魅力づくりの方向性について検討を進めておるものと認識しております。私としては、これまで同様、定期的に総合教育会議を開催し、教育委員会と共通理解を図っていききたいと考えております。

続きまして、税条例案を共生条例と同時期に提案することへの見解についてお答えいたします。

共生条例案においては、知事の認定を受けずに再生可能エネルギー発電施設の設置をした者に過料を科すなど、実効性を担保するための措置を講じていますが、それでもなお、共生条例を逸脱するような事態に対応するため、強制力のある税を活用することとしております。

共生条例及び税条例は一体のものとして運用されて効果を発揮するものであり、共生条例の施行後、空白期間を生じさせることなく、速やかに税による強制力を発揮できるよう、可能な限り共生条例と同時期に施行することが望ましいと考え、本定例会に税条例案を提案したところであります。

次に、十一月二日の有識者会議での私の発言に対する見解についてお答えいたします。

私の発言は、調整区域の税率についての議論を有識者との間で行っているときのものであります。委員からの調整区域の税率が比較的低く、納税義務者にとつてあまり負担とならないのではないかと、できるだけ共生区域へ誘導しなければならないため、もう少し税率が高くてよいのではないかとの意見に対するものであります。

私としては、調整区域は事業の実施が可能な地域ではあるものの、市町村による協議会の立ち上げという手続や促進区域等の設定を経た共生区域の中で事業が行われる場合は非課税とするという趣旨で発言したものであります。

次に、十一月二日の有識者会議での委員発言に対する見解についてお答えいたします。

有識者会議における検討過程の切り抜きのようなところであり、この後も有識者会議での検討を重ねて、最終的に委員の意見が一致したことを踏まえて今回の条例案を策定しておりますので、議員が御指摘のような御懸念はございません。

次に、制度をつくるときには、極端なケースを考えなければならぬので、どうやってコントロールするのか等の発言に対する見解についてお答えいたします。

こちらも切り抜きの発言となっております。御指摘の有識者会議における私の発言は、保全地域が全て共生区域になるという極端なケースを用いながら、ゾーニングをはじめとする共生制度の実効性について有識者の皆さんと意見交換したものであります。

委員の皆様からは、再生可能エネルギーの総量規制に関する意見などがあつたところですが、これに関して私からは、ゾーニングマップなど自然環境等に配慮した事業計画作成のために必要な環境づくりが必要になることや、国全体で再エネを進める中であつて、本県がどれほど担うべきかということについては、今後のこととして考えなければならぬといった所感を述べたことでもあります。

続きまして、リサイクル燃料備蓄センターに係る安全協定締結の判断に対する見解についてお答えいたします。

リサイクル燃料備蓄センターに係る安全協定については、県議会をはじめ、市町村長、専門家や有識者及び県民の皆様から御意見をいただき、その御意見を踏まえ、国や事業者から確認を行うなど、丁寧に手順を踏んだ上で締結したところであります。

次に、核燃料サイクル政策等への協力に対する見解についてお答えいたします。

第七次エネルギー基本計画では、原子力については最大限活用する方針とされたほか、核燃料サイクルについては、引き続き基本的方針とされるなど、原子力・核燃料サイクルが推進されていくものと受け止めています。

私としては、脱炭素電源である原子力発電や、そのエネルギーを有効活用する核燃料サイクルは、エネルギー資源に乏しい我が国には必要なものと考えており、安全確保を第一義に、地域振興に寄与することを前

提として協力する考えにいささかも変わりはありません。

私からは以上です。

○副議長（寺田達也） 小谷副知事。

○副知事（小谷知也） 今回、入館料等の改定を行う四施設について、全体の増収見込額と全体の減収見込額についてお答えいたします。

今回、入館料等の改定を行う四施設全体で、一般料金の引上げについては五千万円余の増収見込み、高校生以下の子供料金の無償化については三千二百万円余の減収見込みとなっているところでございます。

次に、大人料金を値上げする考え方についてお答えいたします。

県立文化施設の入館料等につきましては、他の使用料と同様、行政サービスに応じた負担の公平性を図る観点から、受益者負担の原則の下、社会情勢に応じ、適時適切に見直しを図ることとしております。

今回の各施設の一般入館料等につきましては、近年の原油価格高騰や物価・労務単価の上昇等により、施設の維持管理費が増加していることから、類似施設の状況等も踏まえ、見直しを行った結果、引き上げることにいたしましたものでございます。

次に、統合新病院の概算事業費が増加した場合の対応についてお答えいたします。

統合新病院の概算事業費につきましては、同規模病院における最近の施設整備の事例を参考としておりますが、今後、建設資材や人件費などの上昇等の状況によっては変動が見込まれます。

県としては、可能な限り事業費が増加しないよう対応したいと考えておりますが、概算事業費が増加した場合においても、病院事業債のほか、活用可能な財源を確保し、県や青森市の負担軽減に努めたいと考えております。

概算事業費が増加した場合には、病院事業債の借入額は連動して増加することとなりますが、有利な財源活用といった統合により整備することと得られるメリットを最大限活用してまいります。

○副議長（寺田達也） 総務部長。

○総務部長（澤 純市） 県民対話集会の実施団体選定に関する御質問にお答えいたします。

県民対話集会「＃あおばな」の実施団体の公募においては、実施団体に対して応募団体が毎回二倍から三倍程度あり、その中から選定を行っております。選定に当たっては、特定の団体を避けているということではなく、その都度、地域や対話テーマ、活動分野のバランスとともに、知事の日程等を総合的に勘案して選定しているところでございます。

○副議長（寺田達也） 病院事業管理者。

○病院事業管理者（大山 力） 統合新病院整備に関する御質問二件についてお答えいたします。

まず、基本計画案におきまして、診療科や手術件数などは現状とほぼ変わらず、病床数、外来患者数、入院患者数、職員数などが減少するのでは統合の効果が見えないのではないかと御質問にお答えいたします。

県立中央病院と青森市民病院の統合新病院の整備によりまして、両病院の機能、資源を集約、充実することで、両病院の課題であります医師をはじめとする医療従事者を集約することにより、診療体制を充実、強化できること、また、現在の県立中央病院に比しまして病院規模が大きくなることで、症例数、手術件数が増加し、医療技術の向上が期待できること、さらに、医療従事者の集約が期待でき、安定した医療提供体制が確保できるとともに、医療従事者の派遣などによる地域医療支援の強化が図られることなど、様々なメリットが期待できます。

このようなメリットを活用しながら、統合新病院において、これまで県立中央病院が担ってきた県全域を対象とした高度・専門・政策医療の拠点病院としての役割を継承し、医療機能などのさらなる充実を図っていきたく考えております。

続きまして、統合新病院の整備について、収支シミュレーション上で

は、職員数を千八百五十人と見込んでおり、現在の両病院の職員数約二千三百人から大幅に削減しなければ赤字経営となること、そして、病院整備等に係る企業債の返済及び運営上の県と青森市の負担見込み等について、基本計画案に記載がないことは、県民、市民、職員にとって大きな不安材料になることから、中短期的な収支計画を示すべきではないかとの御質問にお答えいたします。

収支シミュレーション上の職員数は、他病院の病床当たりの職員数を基に機械的に試算したものでございます。実際の職員配置に当たりましては、今後、具体的な診療機能等に応じて、現場の意見等も踏まえながら検討し、適切に対応していくこととしております。

また、病院事業債の償還及び病院運営に係る県と青森市の負担につきましては、負担割合を県が五分の三、青森市が五分の二としております。ドクターヘリなど個別に考慮すべき事項については別に設定することとしておりますが、具体的な負担につきましては、統合新病院の各部門の床面積、人員体制などを踏まえた上で、協議、検討していくこととしております。

なお、病院事業の収支は、国の医療政策の動向や地域の医療機関の状況、医療従事者の確保の状況など、様々な要因の影響を受けますため、今後とも経営に対する検証を重ねて、収入の増加と業務効率化等による持続可能な病院経営を目指していきたいと考えております。

○副議長（寺田達也） 財務部長。

○財務部長（千葉雄文） 再生可能エネルギー共生税に関する御質問三点にお答えいたします。

まず最初に、税収ゼロで共生条例を補完し、政策効果と実効性があるとは理解できないがという点でございます。

税制度を設けることによって強制力が発揮されることで、共生条例を逸脱する行為への抑止力が期待できますことから、共生条例におけるゾーニングや合意形成プロセスの枠組みを確実に維持していくためには

有効であると考えております。

次に、既存施設を非課税とした理由についてであります。

既存施設につきましては、本税制にとつてどのような取扱いが適当なのか、課税、非課税の両面から検討を重ねてきました。

その結果、税負担の公平性と権利利益への配慮の重要性を比較考量し、既存の再生可能エネルギー発電事業者には税負担の予見可能性がないことなどを踏まえ、既存施設を対象外としたものであります。

続きまして、共生区域を非課税とすれば、保護すべき地域や動植物を減らすことになり、本条例案は見直すべきということに対してでございます。

再生可能エネルギー共生税は、地域と再生可能エネルギーが持続可能な形で向き合い、共存共栄していくためのルールづくりの一環として導入するものであります。

地域の自然環境、景観、歴史、文化等と再生可能エネルギー発電事業との共生が図られるよう、共生条例と一体となって当該条例におけるゾーニングの効果をより発揮させ、その政策効果、実効性を補完することにより、地域にとつて望ましい再生可能エネルギーの導入につなげていきたいと考えております。

○副議長（寺田達也） 子ども家庭部長。

○子ども家庭部長（若松伸一） 仮称子どもまんなか基本条例を制定すべきではないかについてお答えいたします。

こども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全ての子供が将来にわたって幸福な生活を送ることができるよう社会の実現を目指し、子供政策を総合的に推進することを目的としております。

県では、こども基本法に基づき、今年度、「青森県こども計画」を策定し、基本理念に、「こども・若者が、安心して、幸せに生活できるよう社会全体で支援し、こども・若者が、青森県の未来を担い、次世代を

育んでいく「こどもまんなか青森」を掲げ、子供や若者が権利の主体であることの社会全体での共有や、悩みに応じた相談窓口の周知等に取組むこととしております。

県としましては、本計画が目指す基本理念の啓発を図るとともに、子供施策を展開する上で、子供の権利が守られるよう取り組んでいきます。

○副議長（寺田達也） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（坂本敏昭） 御質問十五点についてお答えいたします。

まず、白神山地世界自然遺産登録地のエコパーク指定及び入山規制の在り方の見直しにつき、秋田県知事とのトップ会談が必要と考えることについてであります。

ユネスコエコパークの登録に当たっては、市町村が主体となって地域における取組を進めた上で申請することが必要ですが、現在、白神山地の地元市町村において登録に向けた動きはないものと承知しています。

また、白神山地核心地域への入山については、白神山地世界遺産地域管理計画において、既存の歩道を利用した登山等を除き、立入りを制限していますが、本県側は歩道を利用した登山目的の入山が可能である一方、秋田県側では歩道がないことから認められていません。

具体的な入山の取扱いは、白神山地世界遺産地域連絡会議で決定していることから、県としては、引き続き、この会議において、国や秋田県、地元市町村と協議しながら検討していきたいと考えています。

次に、共生条例案は制度の全体像が不明で、条例案としては不備な内容と考えることについてであります。

共生条例案には、事業者に対し義務を課し、または権利を制限することとなる事項を中心に規定しています。これに関連する事務については規則に定め、条例及び規則を補完するための詳細な事項については、条例及び規則の制定後に作成するガイドラインに記載することといたします。

ました。

なお、ゾーニングについては、自然公園法の特別保護地区及び特別地域を保護地域とすることや、森林法の保安林を保全地域とすることなど、有識者会議で御了承いただいた具体的な区域の案を公表済みであり、条例の制定後、改めて告示する予定であります。

次に、規則等の提示時期及び議会の議決が必要と考えることについてであります。

規則については、去る二月二十一日に案を公表し、パブリックコメントを実施しているところです。また、ガイドラインについては、規則制定後、速やかに作成する予定です。

なお、規則及びガイドラインは、条例に関する事務やこれまでに公表している制度案の詳細を定めるものであり、県の他の規則等と同じく、議会の議決を要するものには該当しないものと認識しています。

次に、ガイドラインについては有識者及び市町村に意見照会をしていないことは、有識者及び市町村を軽視していると考えることについてであります。

共生制度については、有識者会議における議論や市町村への説明、意見照会など、丁寧に検討を積み重ねてきた上で、昨年十二月に開催いたしました第六回有識者会議において、共生条例案の骨子及び再エネ共生条例案の骨子について、委員の御了承を得たところであります。

ガイドラインについては、先ほど申し述べたとおり、規則の制定後、速やかに作成することとしており、有識者から個別に意見を伺うほか、市町村に意見照会を行うこととしております。

次に、自然環境や景観などを将来に継承することを第一に前提であることを条例に明記すべきと考えること、また、区域境界を特定できない景観などを県民の財産として共生条例案に明記すべきと考えることについては、一括してお答えいたします。

本条例の基本理念として、自然環境、景観、歴史、文化等が県民の共

通の財産であることに鑑み、広く県民がその恵沢を享受するとともに、これらを良好な状態で未来に継承していくことを条例案の第三条に既に明記しております。

次に、区域境界が特定できない天然記念物や定量化できない景観、信仰等を保護地域としない本条例案は、当初の共生制度の目的と知事の発言に反する内容と考えることについてであります。

共生制度では、知事が事業計画の認定等を判断する際に、景観など区域設定が難しい地域固有の要素について確認が行われることから、こうした手続の中で、適切に保全等の措置が行われるものと考えています。

このため、景観など区域設定が難しい地域固有の要素については、配慮すべき事項としてガイドラインに示すことで、事業者に対し適切な配慮を求めることとしており、保護地域、保全地域にゾーニングされないからといって保護、保全がされないというものではありません。

次に、有識者会議で専門家から指摘された問題点や改善策が条例案に反映されていないと考えることについてであります。

有識者会議では、景観、歴史、文化、鳥類のそれぞれの専門家の御意見も伺いながら有識者による検討を重ね、最終的に意見が一致したところを踏まえまして、本条例案を作成しています。

次に、保安林など、あるいはIBAなど配慮すべき地域は全て保護地域にすべきと考えることについてです。

保安林を保護地域ではなく、保全地域とすること、また、IBAなど法令で区域境界が明確に定められていないものについては、配慮すべき事項としてガイドラインに明示し、事業者に配慮を求めることにつきましては、有識者会議や県環境審議会にお示しして了承をいただいていることから、県としては、こうした考え方が適切であると考えています。

次に、六ヶ所村で一時貯蔵されているガラス固化体について、最終処分場以外に搬出する検討が必要と考えることについてであります。

高レベル放射性廃棄物の貯蔵管理期間終了時点での搬出については、

安全協定で規定されているほか、各電力会社からの確約や国の指導が示されています。

また、昨年十二月の核燃料サイクル協議会においても、高レベル放射性廃棄物の貯蔵期限が間もなく残り二十年であるとの認識の下、林内閣官房長官及び武藤経済産業大臣からは、国としても事業者を指導していく旨の回答が、また、林電気事業連合会会長からは、提出期限を遵守する旨の発言があったところであり、搬出期限が遵守されるものと考えています。

次に、六ヶ所村で一時貯蔵されているガラス固化体についても、国に対し搬出ロードマップの策定を求めるべきと考えることについてです。

今ほど答弁いたしましたとおり、今回の核燃料サイクル協議会における林官房長官及び武藤経済産業大臣、林電気事業連合会会長の発言から、県としては、国の指導の下、ロードマップの有無にかかわらず、搬出期限が遵守されるものと考えています。

次に、RFSに対し、五十年分の中長期計画及びプルトニウム利用の見通しは安全協定締結前に求めるべきであったと考えることについてです。

リサイクル燃料備蓄センターの中長期計画については、その提示が県民の皆様の信頼の獲得にもつながっていくことから、昨年十一月七日の知事に対する事業開始の報告の際にも、知事から事業者に対し、できるだけ早く提示するよう求めたところです。また、昨年十二月二十四日の核燃料サイクル協議会において、武藤経済産業大臣から、事業者に対し、早期に示すよう指導する旨の回答もいただいております。早期に示されるものと考えています。

また、東京電力ホールディングス株式会社及び日本原子力発電株式会社によると、プルサーマルを推進していく方針に変わりはないとのことであり、県としては、今後の取組を確認していきます。

次に、日本原子力発電株式会社からRFSへの搬入を拒否すべきと考

えることについてであります。

県としては、翌年度の使用済燃料の搬入に当たり、毎年度中間貯蔵事業が実施できる環境にあるか確認することとしており、適切に対応してまいります。

次に、使用済MOX燃料の六ヶ所再処理工場での再処理は、昭和六十年に締結した基本協定の対象外であり、知事は反対を明言すべきと考えるところについてであります。

使用済MOX燃料の再処理に関する記述について、国によると、使用済MOX燃料の再処理に関する技術開発上の想定として、六ヶ所再処理工場に適用する場合にも許認可を通し得るだけのデータ蓄積を進めていくという方針を提示したものである、これから実証研究が始められる段階であり、六ヶ所再処理工場での再処理する方針を決めた事実はないことであり、県として申し上げることはありません。

六ヶ所再処理工場については、まずは安全確保を第一に、竣工に向けて取り組んでいただきたいと考えています。

次に、関西電力株式会社がフランスで実施する使用済MOX燃料の再処理実証研究に伴い発生する高レベル放射性廃棄物は、基本協定の対象外であると考えています。

二〇三〇年代初頭からフランスで行われる計画の使用済MOX燃料の再処理実証研究は新たなものであり、それに伴い発生する特定放射性廃棄物については、昭和六十年四月に締結した原子燃料サイクル施設の立地の協力に関する基本協定書に定める受入れ・一時貯蔵の対象には含まれないものと承知しています。

○副議長（寺田達也） 観光交流推進部長。

○観光交流推進部長（齋藤直樹） 国民スポーツ大会を機に、観光客誘致のためのイベントを市町村と協力して開催することの見解と対応についてお答えいたします。

青の煌めきあおもり国スポ・障スポの競技会場となっている県内の市

町村等では、競技の開催に合わせて、郷土料理や御当地グルメ、特産品を提供するおもてなし広場等の設置や、地域の魅力をPRするイベント等の実施を検討することとしており、県としては、これらのイベント等が実施された場合、観光情報を発信しているSNSやウェブサイト、観光ガイドブック等の媒体を通じて情報発信に努めていきたいと考えています。

特に、国スポ冬季大会の期間中、本県はJ-R東日本の重点共創エリアに指定され、北海道新幹線開業十周年を見据えて、J-R北海道とも連携したキャンペーンを実施することから、市町村等が実施するイベント等についても、これらの取組の中で連動させて情報発信できるものと考えています。

県としては、こうした機会を十分に生かして、県外からの観光客の誘致に積極的に取り組んでまいります。

○副議長（寺田達也） 危機管理局長。

○危機管理局長（豊島信幸） 日本原燃株式会社は、今後五十年以上再処理工場を安全に運転できる根拠はないと考えるがということについてお答えいたします。

日本原燃株式会社は、再処理工場等の新規制基準適合のための審査において、再処理事業等を的確に遂行するに足りる技術的能力及び重大事故に対処するために必要な技術的能力があること等が認められ、事業許可を得ている事業者でございます。

県といたしましては、これまでも日本原燃株式会社に対し、品質保証体制の確立や人材育成、安全文化の構築などといった安全確保対策の徹底を求めてきたところでございまして、今後も節目節目に適切に対応してまいります。

○副議長（寺田達也） 病院局長。

○病院局長（荒閑浩巳） 統合新病院の御質問に順次お答えいたします。まず、知事と青森市長が出席する公聴会には、広く県民、市民が参加

できる内容として意見を聞くべきについてでございます。

基本計画の策定に当たっては、パブリックコメント制度の活用により、県民の皆様から幅広く御意見を募っているところでございます。

次に、住民懇談会、パブリックコメント、それから公聴会で出された意見に対する対応結果の公表時期と基本計画案への修正についてでございます。

基本計画については、パブリックコメントでいただきました御意見とその対応結果を速やかに公表し、必要に応じ修正した上で策定したいと考えています。

なお、公聴会でいただいた御意見につきましても、必要に応じて基本計画に反映することを検討したいと考えております。

次に、基本計画の決定に至るスケジュールと、基本計画を修正する場合、修正案を議会に提示し、議会の質疑を経て了承を得ることについてでございます。

基本計画については、パブリックコメントによる意見募集とその対応結果の公表、それから、県議会への情報提供など、必要な手続を経た上で、令和六年度中に策定したいと考えています。

次に、サンドーム東側の市道拡幅、その地権者数、面積と開院までに間に合うのかどうか、また、土地収用法を適用すべきではないとのことについてでございます。

用地買収の対象となる地権者数や面積及びスケジュールについては、道路管理者である青森市から、事業認可となるまで確定的には申し上げられないとの回答をいただいているところでございます。

なお、用地買収に当たりましては、青森市においては、まずは丁寧な交渉が行われるものと考えています。

次に、面積が実質的に狭いことなどにより、県営スケート場一帯は整備場所の適地とは判断できないとのことについてです。

基本計画案の敷地利用計画は、統合新病院としての機能確保と浜田中

央公園の機能維持の二つを両立させることを前提としています。

その上で、県営スケート場、サンドームが立地している敷地東側に病院棟、立体駐車場及び院内保育所等の病院機能を集約の上、できる限り住宅から離すといった配慮をしつつ、利便性が高い配置としております。

また、将来の拡張性も考慮し、余裕スペースとして平面駐車場や緑地等を設けるとともに、積雪を考慮し、堆雪場などを適切に設けることとしております。

なお、県立中央病院は、建設当時七百四十床規模で整備したものであり、統合新病院七百五十七床と病床規模的には同程度となっていることから、県立中央病院と同程度の敷地面積で病院機能を確保した施設利用計画案を作成しているところでございます。

最後に、青森中央インターチェンジ南側の民有地を買収することも比較検討すべきについてでございます。

民有地につきましては、青森市の検討会議において、まとまった敷地面積を確保するため、農地の取得なども検討されていたところでございますが、圃場整備した農地の転用制限などがあり、取得までかなりの期間を要することが指摘されていたところでございます。

また、青森市においては、まちづくりの観点から、都市機能誘導区域や生活拠点区域に病院といった高次な都市機能の誘導を図ることとしており、そうした考え方を踏まえて整備場所の検討が進められてきたところでございます。

県といたしましても、民有地の可能性について検討したところでございますが、病院建設に必要な面積を考慮した場合、地権者が多く、相続などの可能性もあり、取得までの確実な期間を算出することは困難であること、県立中央病院や青森市民病院の耐用年数や老朽化を踏まえると、診療機能に影響するおそれがあり、早期の対応が必要なこと、青森中央インターチェンジ南側の民有地については洪水浸水想定区域とな

っているほか、青森市におけるまちづくりの考え方に配慮する必要があることなどを総合的に勘案して、民有地を整備候補地とすることは現実的ではないと判断いたしましたものでございます。

○副議長（寺田達也） 教育長。

○教育長（風張知子） 御質問二点にお答えします。

まず、青森県立高等学校魅力づくり検討会議から、学校規模の標準の見直し等について検討結果が報告されたことに対する見解と対応についてお答えします。

青森県立高等学校魅力づくり検討会議においては、令和十年度以降の県立高等学校の在り方について、延べ三十八回の会議で慎重かつ十分に検討し、このたび検討結果報告書を提出していただいたことに感謝しております。

今後は、本検討結果報告書の内容を県民の皆様にご直接御説明し、県立高等学校の魅力づくりに向けた御意見を伺うため、県内六地区で地区懇談会を開催することとしております。また、現在、ホームページ等により、県民の皆様から御意見を募集しているところです。

県教育委員会としては、学校規模の標準や小規模校の配置等の方向性を含めた本検討結果報告を踏まえるとともに、広く県民の皆様から御意見を伺いながら、子供たちに充実した教育環境を提供できるよう、令和十年度以降の県立高等学校の魅力づくりの方向性について検討してまいります。

次に、十和田古道の文化財指定を目指すことの見解と対応についてお答えします。

文化財の県指定は、各市町村教育委員会からの推薦等による候補物件のうち、青森県文化財保護審議会が必要と認めたものについて、同審議会の専門分野の委員が調査を実施することとしております。

同審議会では、その調査結果を受けて、歴史的価値や学術的な価値、保存管理体制等を総合的に審議し、県にとって重要な文化財であると判

断された場合は、県教育委員会が所有者からの申請を受けて、同審議会に諮問し、答申を得て、県指定を行うこととなります。

十和田古道の文化財指定については、区域である関係市町村教育委員会から候補物件としての推薦はなく、また、指定するに当たって指定範囲をどうするのか、誰が維持管理を担っていくのか等、整理が必要となる事項が多数想定されます。

このことから、関係市町村教育委員会が今後どのように考えていくのが重要であると認識しています。

○副議長（寺田達也） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） 再質問を行います。

まず、統合病院ですが、基本計画は、パブコメ、これから公聴会があるって、その上で修正もあり得るというお話がございました。

そこで、知事に伺うんですが、公聴会、対話集会という、これまでの懇談会とか、説明会とは名称が違う、当然性格も違うと思うんですが、これを実施する、しかも市長と出席するということは、先ほど病院局長から基本計画の修正も場合によってはあり得るということですから、整備場所の変更もあり得ると理解してよろしいでしょうか。

というのは、浜田地区住民からの根本的な問題は、あの場所ではなくて、先ほど答弁にもあった向かい側の場所、あるいはさらに西側の場所、もつとあるのではないかと。そういうところがきちっと情報提供も説明もしないで、ここだ、ここだ、ここだと。そして、交通渋滞だ何だかんだと。半年近く交通渋滞等の問題も解消していないわけですから、根本的にスケート場周辺の場所は立地条件としては悪いということですから、そこに住んでいる方はよく知っていますから、それ以外の場所ということが当然出てくるだろうと思うので、公聴会、対話集会に知事が出席するということとは、この整備場所の変更も場合によってはあり得るんですと、そういう決意と覚悟はあるんですということだと私は思うので、その決意と覚悟を知事から伺います。

○副議長（寺田達也） 病院局長。

○病院局長（荒関浩巳） 基本計画の修正があるかどうかにつきましては、その内容を含めて現時点で予断を持って答弁することは困難であります。その内容を含めて現時点で予断を持って答弁することは困難であります。その修正内容に応じて必要な対応をしていきたいということで現時点では考えております。

○副議長（寺田達也） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） あの場所については、浜田地区住民の方は、なぜここなのか、もつといい場所があるのではないかと、いう最も基本的な疑問が解消されていませんで、やはりもう一度きちつと説明して理解を得なければ、この整備場所の決定には至らないものと、それは指摘しておきます。

次に、共生条例についてですが、知事は有識者会議で、こう言っているんですね。定量ではかることが困難な自然環境や景観、信仰、そして現行制度には限界があるんですね。だから、新しいルールが必要なんですよ。ということ、私は非常に期待したんですね。ところが、ゾーニングで出てきたものは、現行の文化財保護法ですか、そういうものの範疇を超えない。その中で全部やる。

結果として、例えば同じ天然記念物の下北のニホンザルは地域指定されていますが、むつ市のある地域だけです。しかし、ニホンザルはその地域だけにとどまらないわけで、あっちこっちに走るのか、飛ぶのか、動くのか。しかし、その場所は、この条例の対象外ですね。守られないんです。それから、同じ天然記念物でも小湊のハクチョウは、小湊エリアについては保護されます。しかし、イヌワシやオオワシというのは区域境界が困難だからということ、保護地域でもないし、保全地域でもない、いわゆる調整地域です。それは配慮します。それはガイドラインで配慮しますということですが、ガイドラインが目前にならないわけですね。そうすると、同じ天然記念物でありながら、あるものは地域によって守られる、しかし、あるものは守られない、これが現行法制

なんです。だから、新しい環境をつくる、ルールをつくるということは、現行法制を超えて、保護して、次の世代に継承すべきだと思うんですね。やっぱり今のようなゾーニングの仕方、内容では、知事が言われる定量ではかることが困難な自然環境や景観、あるいは信仰、何よりも次世代に残すというのは困難だと思うんです。知事、いかがですか。

○副議長（寺田達也） 知事。

○知事（宮下宗一郎） お答えいたします。

少し丁寧の説明をさせていただきますが、まず、今回、ゾーニングだけでその景観ですとか、信仰ですとか、あるいは天然記念物等がそもそも守られるということはない。私はそう考えています。

したがって、今回、認定制度というものをつくって、市町村あるいは県として大切にしているそういった景観や信仰や歴史、文化、それから動植物、多様性というものをその中で評価するというのも新しい仕組みだと思っています。その部分を捉えて、現行制度には限界がある部分を、今回の条例案の中で、ゾーニング、プラス認定制度で完結させるという趣旨でありますので、その点は御理解いただきたいと考えています。

以上です。

○副議長（寺田達也） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） ゾーニングだけではそうなんです。だから住民合意プロセスも出しているんです。ところが、今回示された中には、その住民合意プロセス、ゾーニングも含めて、ガイドラインという言葉が十四か所出てくる。しかし、そのガイドラインの中身はどこにも書いていない。抽象的なのは前に有識者会議に示されています。ですから、知事が言われるゾーニングだけでは守れない。だから、住民合意プロセスなんです。

ところが、この住民合意プロセスが目前にならないですよ。条例案に出ていないんですよ。これだと守れないと申し上げているんです。そ

これは知事、いかがですか。

○副議長（寺田達也） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（坂本敏昭） 先ほどもお答えいたしました。が、条例案には、事業者に対し義務を課し、または権利を制限することとなる事項を中心に規定いたしました。これに関連する事務については規則に定め、さらに、それを補完するための事項については、ガイドラインに記載することにしたものであります。

○副議長（寺田達也） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） そのことを聞いていないんじゃない。ガイドラインがまだ示されていない。規則はパブコメで公表されています。だったら、ガイドラインも示すべきじゃないですか。こういうガイドラインですと。よって、これがゾーニング以外で守られます、それがまずないじゃないですか。

現に、今回、知事がゾーニングだけではない、それは青森県の地図に保護地域が真っ赤な色で出ています。それから、保全地域は黄色です。調整地域は真っ白です。地図を見ると、真っ赤な部分というのはほんの一部です。圧倒的に多いのは保全地域と調整地域。これは、要するに住民合意プロセスを経て可能な地域になるということです。この中に飛んでいるイヌワシですとか、あるいは動き回っている猿ですとか、天然記念物も白いところ、黄色いところを飛んだり走ったりしているわけですよ。では、それをどう守るんですかということなんです。今のゾーニングではまず守りませんよと言っているんです。まずそこです。

○副議長（寺田達也） 知事。

○知事（宮下宗一郎） 何かすごく誤解をしたまま論理構成をしていると思うんですね。まず、しっかり条例案を読んでいただきたいということと申し上げたいと思います。その上で申し上げますと、合意形成プロセスが条例案に書いていないということはそもそもなくて、第九条の中で意見交換会を開催するというのは、これもある意味創設的にこの条例で

つくられた住民参加のプロセスでありますし、そういったことの詳細をこれからガイドラインで決めていくということだと思っています。まさにこうした意見交換会なり、住民プロセスの中で地域として大切に作る動植物がある場合には、市町村は認定を行わないわけですから、仮に市町村が認定を行ったとしても、それが私たち県として重要な景観なり動植物であれば、環境審議会を経て、知事の判断として、これは認定しないということがあるわけですから、その点は理解した上で御質問いただきたいと考えています。

○副議長（寺田達也） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） 理解して質問しているんです。条例案を見て質問しているんです。骨子も見て質問しているんです。そのやり取りをしても残り四分しかないのです。

では、骨子にあります住民合意プロセスの中で、当該市町村についての規定は極めて不十分です。さっき言いましたように、その地域だけが守られることによって、その種の動植物や景観が守られるわけではありません。その周辺の自治体の関与は既に示されている骨子にもありません。これはどこで示しますか。知事、いかがですか。

○副議長（寺田達也） 知事。

○知事（宮下宗一郎） 周辺の自治体も含めて、当然県全体のことは県として判断するわけですから、県の環境審議会、あるいは知事の判断として必要な、認定を行うかどうかの判断が下されると考えてください。

○副議長（寺田達也） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） 知事がさっき説明された住民説明会というのは、立地が計画されている市町村の話であって、周辺についてはどこにも書いていない。まして、その手続も、どういう場合に判断するのかわかっているのか、しなければならぬのか、あるいは専門家参加は強制的なのか、任意なのか、それはどこにも書いていません。重要なことを書いて

いないんです。だから、今のようなことを私は理解した上で質問しているんです。

ガイドラインの話が環境エネルギー部長からもありましたが、ガイドラインで進める配慮すべき地域もガイドラインにあるというのですから、ガイドラインで守るといっていったら、ガイドラインを条例に位置づけるべきじゃないですか。今のガイドラインは任意のものですから、ガイドラインをはっきり条例に位置づけることこそがより規制に、あるいは共生できるだろうと思うんです。ガイドラインを条例の中に位置づけるべきだと思います。いかがですか。

○副議長（寺田達也） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（坂本敏昭） ガイドラインそのものが事業者に対し義務を課し、権利を制限することとなる事項となるかどうかということについては、極めて疑義がございます。また、今現在、法令等できちんと定められていないということをもってゾーニングができない部分について、ガイドラインに落とし込むというものでございます。

そのガイドラインにつきましては、現在、作成作業中でございます。有識者会議でお示しいたしましたガイドラインに記載すべき事項、配慮すべきIBA、あるいはKBAといったところ、あるいはイヌワシ等の希少生物の営巣地、あるいは共生には直接関わらないけれども、配慮すべき防災事項としての砂防地域の指定等についての情報、これらについては有識者会議でも既に項目についてお示しておりますが、ガイドラインで定めるといふことになります。

また、案件が複数の市町村にまたがった場合の手続についても、基本的には県が関与して協議会等を開催することになります。その詳細についてもガイドラインで定めることとして、今現在、作業を進めているところであります。

○副議長（寺田達也） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） そのガイドラインというのが全然出てこない。

だから問題なの。

具体的に聞きますけれども、指定地域以外の下北のニホンザルは何で守りますか。それから、イヌワシ、オジロワシは何で保護しますか。それから、IBAについても配慮すべきである。では、配慮すべきだけでも、それは拘束力がありませんから、何で守りますか。

○副議長（寺田達也） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（坂本敏昭） 例えば営巣地等に事業計画が展開されている場合、そこは当然排除しないということで、まず環境アセスの段階でも意見が出されます。その上で、それを含む形で事業計画が上がってきた場合には、当然これは共生の条件に合っていないということで認定しないということになりますので、結果として保全されることになるものと考えております。

○副議長（寺田達也） 十五分間休憩いたします。

午後三時四十四分休憩

午後四時再開

○議長（丸井 裕） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

三十一番高橋修一議員の登壇を許可いたします。——高橋議員。

○三十一番（高橋修一） 自由民主党の高橋修一です。一般質問を行います。

初めに、ボールパーク整備検討会議についてでございます。

今月十八日、阪神甲子園球場にて第九十七回選抜高等学校野球大会が開幕いたします。青森県からは青森山田高校野球部の二年連続四回目の出場が決定しております。

その青森山田高校野球部でございますが、私にとりまして大変印象的で、いまだ忘れられないことがございます。それは、今から五年前でありました令和二年、新型コロナウイルス感染症の影響により夏の甲子園

大会が中止となり、多くの高校球児たちの夢が奪われてしまいました。当時、青森山田高校野球部は、県独自大会で優勝を飾ったものの、幼い頃から甲子園球場でプレーすることを夢見て努力してきた球児たちは、結果的に甲子園球場という夢の舞台でプレーする機会を失いました。その心中を思うとき、後輩に当たる現在の青森山田高校野球部の皆さんにあつては、どうか先輩方の分まで甲子園球場という夢の舞台で思いっきりプレーしてほしいと思います。

先般、同校において壮行式が行われ、選手の代表が優勝旗を持ち帰られるよう頑張りますと意気込みを語っておりました。また、選手の皆さんが青森県庁を訪れ、知事に対しても抱負を述べられたとのことでございます。

明日七日には選抜大会の組合せ抽せん会が行われます。青森山田高校野球部は、昨年春の選抜大会でベストエイト進出、昨年夏の甲子園大会ではベストフォー進出を果たしました。いよいよ青森県に高校野球競技の優勝旗を持ち帰ることも十分あり得るといふ大きな期待を持って、県民の皆様と共に応援したいと思っております。

さて、青森市安田地区に所在する青森県営野球場についてでございます。竣工は昭和四十二年、築五十七年が経過いたしました。新しい野球場の整備に向けたこれまでの経緯を振り返りますと、老朽化に伴う新球場建設工事が三内丸山遺跡発見により平成四年度に中止、平成二十三年度、県教育委員会は青森県スポーツ振興基盤整備計画を策定し、その中で、老朽化した県有体育施設のうち、陸上競技場、水泳場、野球場について、計画的に改築整備していくことといたしました。この計画に基づき、青森市宮田地区の新青森県総合運動公園内に、令和元年に新陸上競技場が、令和五年に新水泳場がそれぞれ竣工し、残るは野球場の整備でございます。

そして、昨年、県は、これまでの野球場の整備に代わり、新たにボールパークを整備するとし、有識者等で構成するボールパーク整備検討会

議において、ボールパークの在り方などを検討されてきたと認識しております。

新しく整備する野球場については、これまでの県議会での知事答弁によりますと、野球場としての機能はもとより、他のスポーツイベントやコンサートの場、子供たちの遊び場、防災拠点など、多彩な機能を持ち、にぎわいや交流の拠点となるボールパークとしたいと考えてと述べられております。

一般的にボールパークとは、ベースボール発祥の地であるアメリカにおいて普及した文化であろうと思われれます。私も一度だけですが、アメリカにてメジャーリーグを観戦する機会がございました。もう八年ほど前でありましたが、ニューヨークを訪問した際に、ニューヨーク・ヤンキースの本拠地であるヤンキー・スタジアムにて試合を観戦いたしました。アメリカ屈指の名門チームの本拠地だけあつて、チームの歴史と伝統、さらにはニューヨークという街が持つパワー、華やかさ、感動に値するすばらしい球場でございました。私が訪れた日は、当時チームに在籍していた田中将大選手が先発登板、勝利に貢献し、また、メジャーリーグのルーキーイヤーで売り出し中であつたアロン・ジャッジ選手のホームランも間近に見ることができました。

アメリカのボールパーク文化は、近年、日本のプロ野球にも取り入れられております。日本国内のボールパークといえば、「エスコンフィールド HOKKAIDO」や「MAZDA Zoom-Zoom スタジアム広島」などが挙げられます。プロ野球球団を持たない青森県がボールパーク構想を掲げられたということは、大変意欲的な取組と言えます。将来的にどのような機能、規模のボールパークを整備するのか、また、できるのか、今年度より検討に着手されておりますが、これまでの青森県が整備してきたスポーツ施設に比べても大変夢のある構想でありまして、県民の注目も高いものと思われれます。

そこで、ボールパーク整備検討会議における議論の進捗状況について

お伺いするものでございます。

次に、県営スケート場の移転整備についてでございます。

青森市浜田地区に所在する青森県営スケート場は、豪雪地帯である津軽地方における冬期間の県民の健康の保持増進及び青少年の健全育成に資することを目的として、昭和六十年十月に竣工いたしました。比較的新しいスポーツ施設との印象がございましたが、本年度で築四十年が経過することとなります。

開館以来、スケート、アイスホッケー、クライミング等の利用ができ、これまでアジア冬季競技大会、アジアリーグアイスホッケー大会、アイスショーなどの様々なイベントが開催されてまいりました。津軽地方唯一のスケート施設であり、年間九万人程度の利用者がいらつしやいます。また、学校の教育活動としての利用が年間百校前後あり、継続したニーズがあるとのことでした。

そして、昨年九月に県営スケート場周辺が県立中央病院と青森市民病院の統合新病院の整備候補地に決定したことに伴い、県営スケート場の移転整備が必要となりました。

そこで、県営スケート場の規模及び整備場所について、県の考えをお伺いするものでございます。

次に、ねむのき会館の整備についてでございます。

青森市野尻地区に所在するねむのき会館は、身体障害者福祉法に規定される身体障害者福祉センターとして、各種の相談に応じ、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的に、昭和四十八年十一月に開館しました。令和五年度の利用者数は約九千六百人、複数の障がい者関係団体事務局も入居されております。

築五十年以上が経過し、建物全体の老朽化が著しく進行している状況となり、また、身体障がい者が多く利用する施設にもかかわらず、バリアフリー化が不十分となっていたことから、施設の整備方針について検

討を重ねた結果、現在の敷地内に改築することとなり、令和四年度からその工事が始められていくと承知しております。多くの利用者が体育館や本館の竣工を心待ちにしていると思われまじ、ねむのき会館整備を契機として、障がい者の社会参加がこれまで以上に促進していくことを期待するところでございます。

そこで、二点お伺いいたします。

一点目として、ねむのき会館の改築工事に係る進捗状況と今後のスケジュールについてお伺いいたします。

二点目として、ねむのき会館は、障がいのある方の社会参加の促進に向け、どのような役割を担うのか、県の考え方をお伺いいたします。

次に、今冬の豪雪による農業用ハウス被害についてでございます。

先般、昨年十二月からの豪雪による被害を受けた青森市のトマトの生産地である孫内地区を訪問いたしました。複数の農業用ハウスが雪に埋もれ、パイプは大きく曲がり、被害の大きさが見て取れました。地元の方から農業者からお話を聞きますと、孫内地区はもとも積雪の多い地域であるが、今年は短時間で降る量が多く、また、連日の降雪となったことから除雪作業が間に合わず、さらに、雪質が重かったため、被害を食い止めることができなかつたとのことでありました。

自然災害によるハウスの損壊等へのセーフティネットとしては園芸施設共済があり、今冬のような想定を超える豪雪被害には共済に加入していることが経営再建の力となるものと思われまじ。このことから、日頃から共済に加入し、備えていくことが重要であると改めて感じ取ったところでございます。

そこで、一点目として、本県における園芸施設共済の加入状況についてお伺いするものでございます。

これから春を迎え、本格的に農作業が始まります。共済金が早期に支払われることで、速やかに損壊したハウスの復旧が進められるものと思われまじ。

そこで、二点目として、今冬の豪雪被害に対する園芸施設共済の支払い状況についてお伺いするものでございます。

次に、大規模災害時における災害備蓄についてでございます。

東日本大震災から間もなく十四年がたとうとしております。そして現在、東日本大震災の被災地である岩手県大船渡市で発生している大規模な山林火災は、依然延焼が続いている状況にあります。現地にて被災されている方々に心よりお見舞いを申し上げる次第でございます。

大規模災害対応をめぐる直近の動きであります。昨年九月に行われました自由民主党の総裁選において、石破茂現総理・総裁は、自身の公約の大きな柱として、国防や地方創生とともに、災害への備えを強化するため、防災省の創設と事前防災の徹底、人命最優先の防災立国を掲げました。具体的には、災害関連死ゼロを目標に、発災後、速やかにTKB（トイレ、キッチン、ベッド・バス）を配備し得る平時からの官民連携体制を構築することや、従来からの自治体等の防災物資備蓄をベースとしつつ、国の責任において不足する必要な防災物資を備蓄することなどでありました。

自民党総裁選の告示日、東京永田町の自民党本部にて所見発表演説会が行われました。このとき、石破茂氏は、自民党総裁候補の一人として、災害発生時の避難所の在り方について、このように述べられました。「日本の避難所は百一年前の関東大震災と変わらない。台湾やイタリアでは家が壊れ、被災し、職を失った人たちが暖かくておいしい食事でも励ましている。日本でもそのような体制を作らなければならない」。この言葉に、災害対策における避難所の改善に向けた強い意志を感じております。総理就任後は、御承知のとおり、防災体制の強化を図るため、防災庁の設置準備や、災害対策基本法などの関係法令の改正に向けた動きなど、政府として一連の取組がスタートしております。

我が国の災害対策が石破茂総理・総裁の下、新たなステージに立つ中、青森県においても県民を守るという使命感の下、知事を先頭に、県民一

丸となった災害への対応に取り組んでいくことをお願いする次第でございます。

青森県では、本年一月、青森県災害備蓄指針を修正されたとのことであります。去る一月十七日に公表した「Aomori防災・減災強化Action Program」では、避難所TKB向上Programとして、災害関連死をなくし、生活再建につなげるため、市町村と連携して避難所環境の向上に取り組むとしております。

そして、青森県災害備蓄指針の修正については、これらを具現化していくため、令和六年能登半島地震での教訓等を踏まえた国のレポート等に加え、被災地において支援活動を行っている有識者や市町村からの意見を伺い、取りまとめたことでもあります。この中で備蓄品目の見直しも行われております。

そこで、大規模災害時是不特定多数の方が一時的に避難所生活を送ることとなることから、あらかじめ年齢、性別等の多様な避難者を想定した備蓄をしておく必要があると考えますが、県の見解についてお伺いたします。

次に、青森県立高等学校教育改革についてでございます。

本日三月六日は、青森県内県立高等学校の入学試験が行われております。この春からの高校生活への希望を胸に、本日受験をされている全ての皆さんに心からエールを送りたいと思います。

県教育委員会では、今後の県立高等学校の在り方を検討するため、青森県立高等学校魅力づくり検討会議を令和五年度に設置し、審議を重ね、このたび、先月二十日に本検討会議議長から県教育長に対し、青森県立高等学校魅力づくり検討会議における検討結果について（検討結果報告書）が提出されたとのことであります。また、青森県立高等学校の魅力づくりに関する意見募集及び地区懇談会を実施し、これから高等学校へ進学する小・中学校の保護者等、多くの県民の皆様から御意見を伺うとのことでございます。

そこで、二点質問いたします。

一点目として、青森県立高等学校魅力づくり検討会議の概要についてお伺いいたします。

二点目として、高等学校の募集停止等による通学環境への影響を踏まえ、今後さらなる通学支援の検討が必要と考えますが、県教育委員会の見解をお伺いいたします。

最後に、県立郷土館の整備についてであります。

平成二十六年四月に策定されました青森県立郷土館基本的運営方針によりますと、青森県立郷土館は、昭和四十八年にふるさとの過去を語り現在を考え未来を展望する総合博物館として設置され、以来長きにわたり、県民が郷土に誇りを持ち、夢や希望を感じられるよう、郷土に根差した活動を行ってきたとあります。

青森県立郷土館の使命は、本県の歴史や自然、文化などについて、資料収集・保存、展示、調査研究、教育普及等の活動を通して、誰もが幅広い理解を得られる場を提供するとともに、郷土の貴重な資料を次の世代へ確実に継承することにある。今後も、青森県内博物館の中核として、他の博物館などと連携を強化しながら、広く県民の意見を取り入れるとともに、資料のデジタル・アーカイブ化とSNS等を活用した情報発信を推進し、未来に向け、次のとおり博物館活動の充実に努めてまいらる。そして、一、資料の収集・保存、二、展示、三、調査研究、四、教育普及・学習支援、五、運営体制について、それぞれの事項に係る記述が基本的運営方針に示されており。

また、同館ホームページには、県立郷土館の歩みが掲載されておりますが、それによりますと、青森県立郷土館の特別展示室（大ホール）は、昭和六年に建設された第五十九銀行青森支店、後の旧青森銀行本店の建物であり、この建物は、昭和二十年七月二十八日の青森空襲で市内の建築物の多くが焼失するも、類焼を免れております。その後、この建物に隣接して常設展示室等の本館部分を建設し、昭和四十八年に県立郷土館

は開館、平成十六年には、旧青森銀行本店部分は歴史的建造物として国の登録有形文化財に登録、そして、建物に耐震診断基準の目標値を下回る部分があることが判明し、令和二年十月から臨時休館し、現在に至っております。

県立郷土館が休館し、既に四年半ほどが経過しました。さきに述べました県立郷土館の基本的運営方針を遵守するためにも、開館に向けた対応が求められるところでございます。

そこで、県立郷土館について、改めて整備方法を検討することとなった経緯と今後の取組についてお伺いするものでございます。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○議長（丸井 裕） 知事。

○知事（宮下宗一郎） 高橋議員にお答えいたします。

私からは、まず、ポールパーク整備検討会議における議論の進捗状況についてお答えいたします。

ポールパーク整備検討会議は、昨年八月に第一回会議を開催して以降、これまで三回の会議のほか、委員への個別ヒアリング、コンセプト策定のためのワーキングを実施し、にぎわいと交流の拠点となるポールパークの在り方について、幅広い観点から御議論いただいております。一月に開催した第三回の会議では、整備に当たってのコンセプトを「季節に応じて日常的に集い楽しめるポールパーク」とすることで意見集約が図られており、今月予定している第四回目の会議では、報告書が取りまとめられる予定となっております。

県としては、この報告書を踏まえ、来年度、基本計画の策定及び民間活力導入可能性調査を実施し、早期整備に向け、着実に検討を進めていきたいと考えております。

次に、県営スケート場の規模及び整備場所に関する考え方についてお答えいたします。

県営スケート場の移転整備に当たっては、人口減少下での利用となる

ことも勘案しながら、関係団体や有識者からの意見等も踏まえ、規模や機能などについて検討を進め、基本計画に反映していきたいと考えております。

また、整備場所についても、規模や機能等を考慮しながら検討していきたいと考えております。

続きまして、ねむのき会館が担う役割についてお答えいたします。

ねむのき会館は、施設整備後においても、これまでと同様、障がいのある方を対象とした生活訓練事業やスポーツ関連事業の実施を通じて、障がいのある人もない人も共に暮らせる共生社会の実現のための活動、交流の場としての機能を担ってまいります。

続きまして、今冬の豪雪被害に対する園芸施設共済の支払い状況についてお答えいたします。

今冬の豪雪により、青森県農業共済組合に対して、令和七年三月三日現在で、農業者百二戸から農業用ハウス百三十棟について被害申告がなされております。

県では、令和七年一月九日付及び二月二十七日付で共済組合に対し、共済金の迅速かつ確実な支払いに向けた損害評価等の実施を要請しており、共済組合では、これを受け、被害申告の受付後、速やかに現地調査及び損害評価を実施しております。

共済組合では、一月末までに被害申告のあった四十五戸、六十棟については、二月末に共済金約千六百万円を支払っており、二月以降に被害申告があった農業用ハウスについても、速やかに共済金を支払うこととしております。

私からは以上です。

○議長（丸井 裕） 奥田副知事。

○副知事（奥田忠雄） 災害備蓄について、年齢、性別等の多様な避難者を想定した備蓄をしておく必要があるのではないかとという点についてお答えいたします。

避難所における良好な生活環境を確保するためには、男女のニーズの違いや、子育て世代、高齢者など、様々な避難者のニーズに配慮した備蓄が求められることから、県では、本年一月に青森県災害備蓄指針の修正を行ったところです。

指針の修正に当たりましては、男女共同参画や防災教育に長く携わり、能登半島地震や山形県北部豪雨の現地支援に携わった女性防災リーダーの監修を受け、備蓄する品目の選定を行ったところです。

具体的には、乳幼児用ミルクや使い捨ての哺乳瓶、プライバシーを保護した上で、着替えや授乳等を行うためのパーティション及びプライバシーシート等を新たに備蓄することとし、良好な生活環境を確保していきたいと考えています。

○議長（丸井 裕） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（守川義信） ねむのき会館の改築工事に係る進捗状況と今後のスケジュールについてお答えいたします。

昭和四十八年十一月に開館したねむのき会館は、建物全体の老朽化が著しいことから、令和四年度から段階的に改築工事を始め、令和五年一月にプールの解体を終えたほか、同年十二月から体育館の新築工事に着手し、本年七月の竣工を目指しているところです。

今後は、本年十月から令和八年二月末をめどとして、旧体育館及び本館の一部を解体し、同年七月から本館の新築工事に着手する予定であり、本館や外構を含めた全面供用は、令和十年八月を予定しています。

○議長（丸井 裕） 農林水産部長。

○農林水産部長（成田澄人） 今冬の豪雪による農業用ハウス被害に關しまして、本県における園芸施設共済の加入状況についてお答えいたします。

園芸施設共済は、農業用ハウスなどの園芸施設が自然災害等による損害を受けた場合に補償するもので、掛金の二分の一を国が負担する公的なセーフティーネット制度です。

大規模な自然災害が頻発する近年においては、農業者自らがリスクに備える重要性が増していることから、県では、共済事業の窓口となっている青森県農業共済組合や市町村等と連携して、様々な機会を捉えて加入の働きかけを行っています。

その結果、本県の加入率は増加傾向となっており、直近の令和五年度では、農業者四千七百二十戸の農業用ハウス一万三千二百四十棟が加入し、共済組合が把握している農業用ハウス棟数に対する加入率は六七％となっております。

○議長（丸井 裕） 教育長。

○教育長（風張知子） 御質問三点にお答えいたします。

まず、青森県立高等学校魅力づくり検討会議の概要についてです。

令和五年度から九年度までを計画期間とする青森県立高等学校教育改革推進計画第二期実施計画終了後も、本県の教育を取り巻く環境のさらなる変化が見込まれています。

このような中、本県の子供たちが変化し続ける社会にて対応するため必要となる力を身につけ、未来を切り開き、豊かな人生を送るとともに、持続可能な社会のつくり手となることができる魅力ある高等学校づくりをさらに推進する必要があります。

このため、令和十年度以降の高等学校教育を見据えた魅力ある県立高等学校の在り方の検討に向け、本県高等学校教育に関する知識、経験を有する幅広い分野の方々を委員とした青森県立高等学校魅力づくり検討会議を令和五年五月に設置しました。

同会議では、これからの時代に求められる力を育む学校、学科の充実や、生徒一人一人に充実した教育環境を提供するための学校配置について、延べ三十八回にわたり御検討いただき、二月二十日に検討結果報告書が提出されたところです。

次に、高等学校の募集停止等による通学支援の検討の必要性に対する見解についてお答えいたします。

青森県立高等学校魅力づくり検討会議から提出された検討結果報告書では、高等学校の募集停止後、通学が困難となる生徒への対応を検討することなどが挙げられています。

今後、同報告書の内容を県民の皆様にご覧いただき、県立高等学校の魅力づくりに関する御意見を伺う機会として、県内六地区で地区懇談会を開催することとしており、このような取組を実施しながら、学校配置や通学手段の確保等について検討してまいります。

次に、県立郷土館について、改めて整備方法を検討することとなった経緯と今後の取組についてお答えいたします。

県立郷土館については、令和四年度に策定した津波浸水対策等を考慮した基本計画に基づき、展示、収蔵庫等を二階以上に配置することとし、令和五年度から改修のための設計を進めてきました。その結果、建物の構造上、躯体や床の補強等が必要となり、それに伴う費用の増が見込まれました。

また、既存建物では、構造計算上、国の重要文化財等を保管する特別収蔵庫の扉の荷重に耐えられないことが判明し、その対応として、一部の棟の改築が必要になるなど、工事内容のさらなる追加や変更が見込まれたところです。

このため、改めて整備方法を検討することとし、令和七年度は有識者による検討会議を設置し、今の時代に合った魅力ある博物館となるよう、今後の基本計画策定に向けた提言をいただくこととしています。

○議長（丸井 裕） 高橋議員。

○三十一番（高橋修一） それぞれ御答弁いただきました。

今冬の豪雪による農業用ハウス被害についてであります。

このことについては、既に一般質問初日に知事から定例会の会期中の補正予算対応も含めて支援策を検討していくとの御答弁がございました。実際に現地で見た被害は大きく、特に青森市孫内地区は御高齢の方が多い地域でありまして、もう一度農業を営んでいくことにちゅうちょ

する例がかなり出てくるのではないかと危惧しているところであり
ます。

また、先般、県議会の農林水産委員会にも、県内農業団体より農業用
ハウスなど生産関連施設の復旧に対する助成措置をはじめとする豪雪
被害対策に関する要請がされております。

ただいま知事からの御答弁においては、園芸施設共済に加入している
農業者には、順次、また速やかに共済金が支払われていくとのことであ
りますが、資材価格の高騰により、農業用ハウスの再建、修繕に要する
費用はかさみ、また、孫内地区では共済に加入していない農業者も多く
いるとの話を聞いてまいりました。共済加入者、共済未加入者ともに被
害に遭った農業者が皆、希望を持って経営の再建を進められるよう、直
接的な支援も含めて御検討いただきたく、何とぞよろしくお願い申し上
げます。

以上を要望事項といたします。

いずれにいたしましても、仮に今定例会中に支援策が県から提案され
た場合は、その支援策が適切なものであるのか県議会として審議しま
いりたいと思います。

それから、青森県立高等学校教育改革についてであります。

私も青森県立高等学校魅力づくり検討会議がまとめた検討結果の報
告書を読ませていただきました。様々な事項について記載されておりま
したが、今後は、御答弁にもありましたとおり、県民からの意見募集あ
るいは地区懇談会を実施し、広く県民から意見を伺うということであり
ますが、一番というか、かなり必要なことは、今日、県立高校の入試が
行われておりますが、将来、高等学校に入る子供たちの意見をどう吸い
上げていくのかという視点なんだと思います。これまでも恐らく様々な
形でアンケート等を取って、高等学校の魅力づくりにも、まさしく将来、
高等学校に通う子供たちの意見を取り入れてきたものと思われませんが、
このことについて、青森県教育委員会として、教育長のお考えをお示し

いただければと思います。

○議長（丸井 裕） 教育長。

○教育長（風張知子） これまでもアンケート等で小・中学校の子供た
ちの意見を取り入れておりますし、今後、高校の魅力の在り方等につい
ては、子供たちの意見も聞きながら、大人だけじゃなくて、当然子供た
ちがどういうふうに関心を持っているかなども声を聞きながら、い
ろいろな反映してまいりたいと思います。

○議長（丸井 裕） 高橋議員。

○三十一番（高橋修一） 何とぞよろしくお願いします。

県立郷土館の整備についてであります。

壇上でも申し上げましたが、一部が国の登録有形文化財である県立郷
土館の建物そのものの価値について、県教育委員会ではどのように認識
しているのかお伺いいたします。

○議長（丸井 裕） 教育長。

○教育長（風張知子） 県立郷土館の建物の一部は近代建築で造形の模
範となっているものとして、平成十六年に国の登録有形文化財となつて
おり、文化財登録制度の趣旨を踏まえると、建物を保存、継承していく
ことが重要と認識しています。

令和七年度に設置する検討会議では、この登録有形文化財の建物の保
存等についても検討していくこととしております。

○議長（丸井 裕） 高橋議員。

○三十一番（高橋修一） 県立郷土館は、県教育委員会の文化財保護課
が所管する建物でもあります。県立郷土館の整備場所の検討とともに、
文化財保護が指定されている建物について御答弁をいただきましたが、
併せて本館の建物についても築五十年以上経過していますが、昭和四十
八年竣工とは思えないような、令和の今の時代にあっても大変モダンで
特徴的な外観を有する建築物として価値が相当高いのではないかと感
じます。

したがって、登録有形文化財である建物とともに、本館の建物も一体で活用方策については検討すべきと考えますが、県教育委員会の見解をお伺いいたします。

○議長（丸井 裕） 教育長。

○教育長（風張知子） 価値は価値で大変価値があると思いますけれども、今回は構造上とか、構造計算上の問題として、いろいろと改めて整備することとしておりますので、そうしたことも含めまして、令和七年度に設置する検討会議の中で議論してまいりたいと思っております。

○議長（丸井 裕） 高橋議員。

○三十一番（高橋修一） 価値の捉え方は、今の段階では個々人で異なるものだと思います。その点も含めて専門家の方々の御意見も伺いながら、本館の建物の在り方についても来年度の検討の場で御協議いただきたく、何とぞお願い申し上げます、終わります。

○議長（丸井 裕） 以上をもって本日の議事は終了いたしました。明日は午前十時三十分から本会議を開き、一般質問を継続いたします。

今日はこれをもって散会いたします。

午後四時四十三分散会